

議 事 日 程 第 2 号

平成30年6月13日(水) 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

出欠議員氏名

出席議員(24名)

1番	山	村	明	議員	2番	工	藤	正	雄	議員		
3番	堤		郁	雄	議員	4番	佐	藤	忠	次	議員	
5番	佐	藤	弘	司	議員	6番	山	田	富	佐	子	議員
7番	高	橋		壽	議員	8番	高	橋	英	夫	議員	
9番	齋	藤	千	恵	子	議員	10番	鈴	木	藤	英	議員
11番	皆	川	真	紀	子	議員	12番	成	澤	和	音	議員
13番	鳥	海	隆	太	議員	14番	相	田	光	照	議員	
15番	中	村	圭	介	議員	16番	海	老	名		悟	議員
17番	島	軒	純	一	議員	18番	小	久	保	広	信	議員
19番	太	田	克	典	議員	20番	我	妻	徳	雄	議員	
21番	木	村	芳	浩	議員	22番	相	田	克	平	議員	
23番	島	貫	宏	幸	議員	24番	小	島			一	議員

欠席議員(なし)

出席要求による出席者職氏名

市 長 中 川 勝 副 市 長 井 戸 將 悟

総務部長	後藤利明	企画調整部長	我妻秀彰
市民環境部長	堤啓一	健康福祉部長	小関浩
産業部長	菅野紀生	地方創生参事	武発一郎
建設部長	杉浦隆治	会計管理者	猪俣郁子
上下水道部長	宍戸義宣	病院事業管理者	渡邊孝男
市立病院 事務局長	渡辺勅孝	総務課長	安部道夫
財政課長	遠藤直樹	総合政策課長	安部晃市
教育長	大河原真樹	教育管理部長	渡部洋己
教育指導部長	佐藤哲	選挙管理委員会 委員長	小林栄
選挙管理委員会 事務局長	村岡学	代表監査委員	森谷和博
監査委員 事務局長	宇津江俊夫	農業委員会会長	伊藤精司
農業委員会 事務局長	宍戸徹朗		

出席した事務局職員職氏名

事務局長	高野正雄	事務局次長	三原幸夫
庶務係長	金子いく子	議事調査係長	渡部真也
主査	堤治	主事	齋藤拓也

午前 9時59分 開 議

- 島軒純一議長 おはようございます。
ただいまの出席議員24名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第2号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

- 島軒純一議長 日程第1、一般質問を行います。
順次発言を許可いたします。
一つ、公共施設等総合管理計画の円滑な推進について外1点、15番中村圭介議員。
〔15番中村圭介議員登壇〕（拍手）
○15番（中村圭介議員） 皆さん、おはようございます。

議員となりまして、7年目を迎えるわけですが、今回初めてのトップバッターを務めさせていただくことになりました。議会運営委員会の鳥海委員長、すばらしいくじを引いていただきまして大変ありがとうございました。

今回は、2つの項目について一般質問をさせていただきます。

まず、1点目が公共施設等総合管理計画の円滑な推進についてで、もう一つが地下水利用と地盤沈下について、この2点について質問させていただきます。

まず1点目、公共施設等総合管理計画の円滑な推進についてから入らせていただきます。

この質問に入る前に、なぜこの質問をさせていただくかというその背景についてだけ、少し触れさせていただきます。

私どもは、木村芳浩副議長を会長とする文芸会、堤郁雄議員、山田富佐子議員、齋藤千恵子議員、相田光照議員と私、6名で同期会を結成しております。定例会ごとに勉強会を開催しながら、必要

に応じては管内・管外視察を行うことで、我々議員の質の向上につなげながら政策的に結びつくということで現在まで活動を続けております。

その文芸会で昨年、姫路市のほうに視察に行きました。それが公共施設関連のことです。これらのことを昨年の9月定例会でもお話しさせていただいたわけですが、その後、我々文芸会としましても、公共施設等総合管理計画の円滑な推進については極めて重要だということで、その後勉強会も重ねましたし、そして文芸会としての我々の一定の見解も導き出したところでございます。

ですので、この1番目に関しては、私も以前から強い思いは持っておりますけれども、その文芸会のメンバーの思いも背負いながら、私の後ろにそのメンバーがいるというふうなところを感じ取っていただきながら、ぜひ質問のほうにもお答えいただければというふうに思います。

それでは、早速質問に入らせていただきますけれども、私は初当選以来、公共施設に関する質問は4回目となります。

厳しい財政状況の中、更新するにも維持管理を行うにも高額な費用を要する公共施設を長期的な視野を持って計画的に管理していく必要性を強く抱いているからであります。その思いがあるからこそ、幾度も提案させていただきました。

ちょっとここで、過去3回の質問を振り返らせていただきたいと思います。

公共施設に関連する一番初めの質問は、平成24年3月の定例会になります。このときは、公共施設の効率的な配置計画や既存施設の利活用、跡地の有効利用や民間への貸し出し等を戦略的に推し進めるためにも、公共施設の基礎データを一元管理すべきだということを提言させていただきました。つまり、計画的な公共施設の維持管理と統廃合を検討する基礎データとせよという思いからであります。

このときは、公共施設の全体的な掌握の必要性

に理解を示していただきながら、その対応方については研究したいとの答弁をいただいております。私自身は、勝手に、その後に出た白書をつくるきっかけになったんじゃないかなというふう
に思い込んでいるところでございます。

そして、2回目の質問になりますけれども、こちらは平成26年の12月定例会になります。このときは、定例会前に示された公共施設白書についての認識と今後の対応についてただしました。白書のその衝撃的な内容は、今でも私もはっきりと覚えております。今後40年において、建てかえ及び大規模修繕に要する費用は総額で1,435億円、平均すると年間36億円もの費用が必要となるとの試算がされておりました。そして、当時の白書はまだ上下水道や病院、企業会計の施設、道路、橋梁といったインフラ系の施設は含まれておりませんでした。つまり、総額で幾らかかるかは、全体像がつかめていないというような状況でございます。そして、さらに最後には、今後市税や交付税の歳入が減少していくことが見込まれる中、現在の公共施設の総量維持はほぼ不可能であるという形で締めくくっていました。

そんな将来を見通せない状況を一刻も早く打開するためにも、早急に公共施設等総合管理計画の策定に着手すべきだということを提案させていただきました。こちら趣旨には御理解いただいたんですが、一定の時間をいただきたいという答弁があり、その後公共施設等総合管理計画が完成するまでは約2年3カ月を要することとなってしまいました。

そして、最後の3回目は、昨年、平成29年9月定例会になります。

公共施設等総合管理計画が示され、その進捗管理について伺いました。約140もの公共施設の方向性を庁内検討委員会を中心にどのように進めていくのか、また施設の統廃合の検討だけではなく、姫路市の事例を示しながら、長いスパンで修繕計画を専門部署を設けて策定してはどうかと

いうことを提案させていただきましたが、そのとき我妻企画調整部長からは、「例えば10年スパンで、今後10年間の役所全体の建物というものについてどのような修繕、例えばある程度の規模の修繕を全て、年ごとに一覧表にして考えてみるというような検討は必要になってくると思います。今後、その時期、やり方については検討させていただきたいと思います。当然、それなりの体制も必要になってくると考えております」というような答弁をいただきました。

また、現場を所管する杉浦建設部長からも、「現状では、施設を有する課がそれぞれの判断に基づいて維持修繕を実施しておりますけれども、今後庁内の修繕業務を組織として一元化したほうが画一的、そして効率的な維持管理が可能となったり、あるいは技術の集約とか職員の育成にもつながるのではないかというふうに思っているところです」といったように、大変前向きな答弁をいただいたところでございます。

その検討結果については、質問席から伺いたいと思いますけれども、本当に長い前置きになりましたが、今御紹介させていただいたとおり、過去においても公共施設に関しては、私もしつこく質問をしてきたわけですが、結局何を言いたかったかといえば、冒頭に話したとおり、厳しい財政状況の中、更新するにも維持管理を行うにも高額な費用を要する公共施設を長期的な視野を持って計画的に管理していかなければならないということでもあります。

公共施設等総合管理計画では、施設の床面積の削減の目標が記載されておりますけれども、20年後に建物系施設の保有総量、延べ床面積の20%を削減し、40年後には40%の削減を目標としております。財政健全化計画の基礎資料をもとに投資的経費に投入できる1年当たりの税負担額を15億円以内におさめるためには、40年後の40%削減は必達目標と言えます。しかしながら、対象となる141の施設の延べ床面積の合計は36万7,008平米、

その40%となれば、何と15万平米近い延べ床面積の削減が必要となります。15万平米の削減といってもどの程度のものかということのイメージは、私自身も全くつきませんが、とてつもなく高いハードルであるということは直感的にわかります。

そこで、まず壇上からは2点について伺います。

まず、1点目、20年後に20%、40年後に40%というハードルの高い削減目標を設定されておりますが、それについてどのような認識をお持ちなのでしょう。

そして、2点目は、その目標達成に向けた取り組みやプロセスについてお知らせいただきたいというふうに思います。

そして、2番目、次の質問に移ります。2番目の地下水利用と地盤沈下について伺います。

今回の質問に当たりまして、環境省や国土交通省が開示しておりますさまざまな資料に私も目を通させていただきました。本市のみならず他地域においても、地盤沈下が深刻な問題であるということを確認した一方、国土交通省のホームページにおいて公表されていた全国の代表的な地盤沈下地域の一つとして我が米沢市が掲載されており、本市における地盤沈下の深刻さを痛感したところでもございます。

さて、その国土交通省のホームページによりますと、我が国の地下水の過剰摂取による地盤沈下は、関東平野南部では明治の中期から、大阪平野でも昭和の初期から認められるようになり、さらには昭和30年以降は全国に拡大したというふうに言われております。

そして、沿岸部では、地下水の過剰摂取によって帯水層に海水が浸入して塩水化が生じ、水道水や工業用水、農作物への被害が生じている地域もあったようであります。

その後、地盤沈下は地下水の採取規制や表流水への水源転換などの措置を講じることによって、全国的には近年鎮静化の方向へ向かったようであります。

一方、本市では昭和42年ごろから中心部の大町近辺の一部地域で地盤沈下による被害が生じ始めたと言われております。その後も地盤沈下はおさまることなく、対応策として、昭和49年から本市が水準測量を実施し、昭和51年から県条例に基づき地下水採取の規制を行ってまいりました。しかしながら、現在において、地盤沈下がおさまる様子はありません。本市においては、特に冬期間の消雪用水の利用が影響しているものと考えられますが、豪雪地帯である本市にとっては悩ましい問題ではないでしょうか。

この地盤沈下は、一旦生じると二度と同じ高さに戻すことができない非常に厄介な公害であり、また地下水位の低下は地下水に依存する産業に今後大きなダメージを与えかねません。

限りある有効資源を適切に利用し、一日も早く地盤沈下を抑制したいという思いから、壇上より2項目について伺います。

まず、1点目、現在の本市における地盤沈下の状況はどのようになっているのか。また、その地盤沈下によってどのような被害が引き起こされているのかをお知らせください。

そして、2点目、現在において公的機関、つまり市ですとか県、国、教育機関等を指しますけれども、この公的機関が利用する地下水にはどのような種別のあるのかを伺いたしたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

〔我妻秀彰企画調整部長登壇〕

○我妻秀彰企画調整部長 私からは、公共施設等総合管理計画の円滑な推進についての御質問にお答えいたします。

御質問の中にもありましたが、本市の公共施設等総合管理計画は、平成28年度に策定を行い、その中において、具体的な目標値として現在保有している施設の延べ床面積を20年間で20%削減することを掲げております。

この目標値を設定するに当たっては、まず計画策定から40年後の2055年までの期間に同じ規模の施設を保有し続けた場合の大規模改修や更新に必要な費用を算出したところ1,345億円を要することとなり、国からの補助金や交付税などの歳入を除くと、年間の平均額として24.2億円を要すると見込んだところであります。

この金額に対して、今後市が現実的に負担できる額を年間15億円と想定すると、40年間で40%の延べ床面積の削減が必要であるという結果から、当初計画の目標となる20年後に2分の1の20%削減を目標値として設定したものであります。

この公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、副市長をトップに部長級で組織する庁内検討委員会での検討を重ねるとともに、外部有識者で組織する行政経営市民会議においても4回にわたって御協議をいただき、目標値の設定についても、取り組みの具体的な方向性を示す適切なものとの評価をいただいたところであります。

計画策定後においては、机上の空論とならずに実効性のある取り組み、PDCAサイクルの徹底などが重要であることから、計画の推進を担う組織として庁内検討委員会を計画策定後も継続的に開催しているところです。

計画策定からは1年が経過したところであり、これまでの実績としまして、寿山荘、第三中学校寄宿舎の廃止、さらに山上コミュニティセンターの旧敬師児童センターを活用した整備が挙げられるところであります。今年度も、廃止、移管、さらに施設の今後のあり方も含めて、さまざまな検討を進めているところであり、今後も庁内での情報共有と意思統一を図り、公共施設等総合管理計画に基づく取り組みを推進してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

〔堤 啓一市民環境部長登壇〕

○堤 啓一市民環境部長 私からは、2の地下水利用

と地盤沈下対策についての御質問にお答えいたします。

まず、本市内における国、県の地下水利用の状況についてであります。国土交通省が管理する国道のうち機械除雪ができない狭隘な場所、具体的には国道13号窪田歩道橋付近と旧窪田児童遊園入り口付近の2カ所の歩道部分で地下水散水による消雪をしているほか、米沢駅東口から八幡原大橋に向かう県道と国道13号との交差点付近の片子地下横断歩道周辺の融雪装置として無散水還元方式による地下水利用がされております。

山形県が管理する県道の消雪パイプ設置区間につきましては、車道は9路線で総延長が約10.7キロメートル、住之江橋ほか歩道の無散水消雪装置設置区間が5路線で約3.5キロメートルとなっており、使用井戸の数は39となっております。

また、これら道路の消雪用のほか、国、県の各行政機関や学校施設などにおいても、消雪や生活用水、試験研究用などさまざまな用途に地下水を利用している状況があるところです。

次に、本市における地盤沈下の状況、それによる被害の状況についてお答えいたします。

本市では、昭和49年から地盤沈下調査水準測量を毎年実施しておりますが、昨年度の測量結果によりますと、昭和49年からの累積沈下量が最も大きいのは門東町一丁目1番の387ミリメートルで、次が門東町一丁目5番の368ミリメートル、3番目としましては門東町一丁目2番の354ミリメートルという結果でありました。この3地点の平成28年から29年にかけての地盤沈下量を見ますと、2ミリメートルから3ミリメートルの沈下量という結果であります。また、直近5年間の累積沈下量が最大の箇所は金池八丁目1番で44ミリメートルとなっており、全体的に見ますと地盤沈下量は鎮静化している傾向にあります。

なお、環境省で要注意としている年間20ミリメートル以上の沈下は、平成25年度以降の調査では観測されておられません。

続いて、地盤沈下による被害についてであります。本市では昭和40年ごろに市街地の一部で著しい地盤沈下が起こり、コンクリートに亀裂が入るなどの被害が発生したものの、近年は顕著な被害の報告はなく、地盤沈下の疑いで1件の相談が2年前に寄せられておりますが、地下水の過剰揚水による地盤沈下を原因として発生したものと特定するには困難であった相談でありまして、ほかに相談は受けていないところであります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○15番(中村圭介議員) それでは、質問席から再度質問させていただきたいと思っております。

この質問をするに当たりまして、一部壇上でも触れましたが、私は20年後に20%削減すること、そして行く行くは投資的経費の15億円以内でおさめるには40%を目指さなければいけないということ、あるいは数字だけで見ても大変危機感を抱いておるところでございます。

ですので、ちょっと壇上ではお話ししたんですけども、何で危機的状況なのかという私の思いを皆さんに共有していただくために、議長より許可をいただきまして資料のほうを準備させていただいておりますので、そちらの資料を見ながら再度復習といいますか、私の考えをちょっとお話しさせていただきたいというふうに思っております。

まず初めに、建物系施設の保有総量の削減の目標のほうからちょっとごらんいただければと思います。ここに、まさに先ほどお話ししました投資できる金額を15億円と算定しまして、そのためには40%削減しなければならないという図が載っております。この計算をもとに、当然その目標数値が出てきたことになるわけでありまして。

それで、この数字を見て私が感じたのは、単純にその床面積の削減を進める、これも大事ですけども、ここ一番上の維持管理負担額という部分、こちらも非常に極めて重要なものだなというふうに思っております。こちらもある程度このく

らいかかるであろうということの仮定の記載であろうかと思っておりますけれども、この将来における維持管理負担額、これを正確に把握しながら財政予測をしていくということが何よりも大事なのではないかとこのように思っております。

そして、じゃあこの目標を見たときに、何に私が危機意識を相当持っているかといいますと、もう片方の公共施設等の現状と課題というページ、裏面になりますかね。こちらをごらんいただきたいというふうに思っております。

これを見れば、円グラフの中に41施設、36万7,008平米というふうになっております。単純にですけれども、40年後の40%という数字をこの数字に当てはめると約15万平米。つまりどうということかという、ほぼ学校教育施設と同等の面積を削減しなければならないということになっております。当然学校を、小中学校をなくすわけにはいかないの、小中学校の機能を維持しながら、40年後には今現在存在する小中学校の面積を削減していかなければならないという極めてハードルの高い状況となっております。

厳密に言えば、病院系の施設は今回の計画から抜いているということで若干その削減面積は減ろうかと思っておりますけれども、いずれにしても大変厳しい目標なのではないかなというふうに思っております。

そこで、この大変厳しい計画なんですけれども、中川市長が就任されてから、多分就任以前から厳しい状況というのは御存じかと思うんですけども、その後こういう公共施設等総合管理計画が策定されてこういった事実が明らかになったわけです。ちょっと質問に入る前に、この現状について市長はどういう認識というか危機感を持っていらっしゃるか、ぜひ一言お聞かせいただければと思います。

○島軒純一議長 中川市長。

○中川 勝市長 改めて今御指摘ありましたように、

公共施設等総合管理計画の中ではこのような数値を出しておるわけでありましてけれども、財源も含めてどう新たなもの、あるいは維持管理をどのように進めていくかという部分については、私はやっぱり議員と同様に相当厳しい状況にあるというふうに思っております。

なぜかといいますと、一番の課題は今後財源をどう見通すか。20年、40年後まで財源をどのように見通すかというのは非常に難しい部分がありますので、今現在においてはこのような計画を進めていくという上でありましてけれども、今後人口減少とかそうなった場合に、どのようにこの財源を確保していくことができるかと。そして、そのときの人口的なものも含めて、米沢市の状況がどうなっているかと。やっぱりそこら辺も今後しっかりとその年度、年度において、やっぱり判断していくべきものは判断しながら進めていかなければならないというふうに考えておりますけれども、いずれにしましても厳しい状況にあるということだけは、私の中でもそのように判断しております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○15番（中村圭介議員） 今、市長おっしゃいました。確かに今後の財政見通しを予測するというのは大変困難かと思われましてけれども、しかしながらこの後税収がふえて、結果的に削減しなくてもよかったとなればいいんでしょうけれども、この予測より厳しい財政収支になるということも予測されることから、当面財政健全化計画で用いた数値を使ってはじき出されているという経過もございますので、まずはこの20年後の20%、まずここに向けて進むことと、将来的には40%削減というものは、ぜひこれは取り組まなければならないというふうに私自身感じておるところでございます。

そこでなんですが、ちょっとお伺いしたいのは、当然これから公共施設は残念ながら統廃合という形になっていくので、これはちょっと市民にと

っては若干ネガティブな話になってこようかと思えます。そして、我々議会としても市民の最大の関心事である公共施設等総合管理計画がどのように進捗しているのかということをしつかりとチェックしながら、その進捗管理を行っていく必要があるかと思えます。

しかしながら、先ほど言った20%、40%という大変危機的というか、大変ハードルが高いという目標に関して、何となく私自身は想像もつかないゴールを設定してそこに走っていつているのではないかなというふうに外から見て感じておるところでございます。

一部一部、とりあえずから手をかけていくのではなくて、段階的に20年後どのように進んでいくのかという、とりあえずゴールするのを待って結果を見るのではなく、そのゴールに向けてどう進んでいくのかというような当面の中長期的な計画であったりロードマップ、そういったものを我々議会にも、そして今後個別の管理計画を策定する各課にも示していく必要があるのではないかなというふうに思うわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 おっしゃるとおり、この20年で20%削減というものをどのように進めていくのかという、より具体的なものが早くお出しできればそれにこしたことはないというのは御指摘のとおりだと思います。市としても、5年ごとにこの計画見直しを行いたいというようなところの考えを持っておりますので、その中でもう少し今後突っ込んだ内容にも入っていけるのかなと思っておるところであります。まず今回はつくってスタートをさせたというところ。

そして、資料の中でも、今お話の中でもありました。学校の統廃合、適正規模・適正配置というものについて動き始めたというようなところで、その状況も見守りながらというようなところで、今後この公共施設等総合管理計画にも時期が来

ればある程度反映できるものも、明文化できるものも出てくるのかなと感じているところでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○15番(中村圭介議員) ならば、1点ここで確認しておきたいところがあるんですけども、総合管理計画の進捗ぐあいを見ると、やはり各課が担当する施設を個別計画を策定して、庁内検討委員会で多分順位づけをしていきながらやっていくというようなフローチャートが載っておったかと思うんですけども、各課がその個別計画を作成するスケジューリング的なもの、こういったものというのはもう既に作成されて各課にも通達なんかはされてらっしゃるのでしょうか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 各課で全てその分野においての個別計画というものを作成してほしいというようなところまではまだ至っておりません。庁内検討委員会のほうでは、当面、この施設、この施設というようなところで、これについては各課のほうで議論すべき、そして物によっては統廃合に向けて検討を進めるべきというような話し合い、協議はさせていただいておりますので、物によっては検討委員会のほうから各課のほうに先にそちらの考えをぶつけて検討していただくというものもございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○15番(中村圭介議員) この質問をするに当たって、私も他の自治体の幾つかの公共施設等総合管理計画を読ませていただきました。やっぱり残念ながら、思いは伝わるがどう進んでいくのか見えないところと、逆にこれらをもとにどう進めるかということを明確にうたっている自治体なんかもありました。

その中で、明確に進んでいくことを示している自治体のお話なんですけれども、何を書いておったかといいますと、総合管理計画はあくまでも今後の進める考え方を示したものであると。個別具

体的な計画については、早急に、つまり個別施設の管理計画もしくは維持管理、長期修繕計画を取りまとめて、マネジメント基本方針、それを新たに策定して公表しますと。そして、それらに基づいて具体的な行動に着手するんだということをやっている自治体がありました。私は、まさにそのとおりだなというふうに思ったんです。

済みません、じゃあまず1点どうでしょうか、この話を聞いて。私もこういうふうに進めるべきじゃないかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 昨年度の一般質問でもお答えしたところでありますが、やはり理想的には御指摘のとおりだと思います。その違う分野のものをどうのように同じ土俵の中で上げて順位づけをするかというのは、なかなか難しいところで、その課題は非常に大きいと思いますが、やはり財源的に今後もつのかというようなところが一番の今回の計画の趣旨でございますので、さまざま違う分野であっても、一定の基準を持ってどのような方向でいくかというような考え方は整理しなければならないと思っております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○15番(中村圭介議員) 私が言った個別計画を早急に策定すべきだというのは、全施設を対象にしてという意味でのお話でございます。先ほど財政のお話をされておりますけれども、将来における財政見通しを立てるためには、できることから着手するのではなくて、全施設を対象にして、そして全体の公共施設の総量のあり方について、早い段階でイメージを持つと。その方向性を決めることこそが、今後の財政見通しを立てる上でも重要な作業になるというふうに私自身は考えております。

ですからこそ個別計画を策定するにも、まず大もととしてどういうスケジューリングでいくのかと。20%削減、40%削減とはどういうことなの

かということ、しっかり管理する部署に落とさない、それらに基づいた管理計画がつかれないのではないかという思いから今回の質問をさせていただいております。

そして、もう1点、今、部長答弁からもあったように、一部から、できるところからというようなお話もありました。この計画の中でも、「更新時期を迎えた公共施設等について、以下の視点から検討した上で、更新をするか、統合や廃止、複合化するかを決定します」と。つまり、更新時期を迎えてから決定するというような記載があります。私、これは絶対やめたほうがいいと思うんですよ。これを迎える前に、早くビジョンを示すべきだと思います。

なぜかといえば、残念ながらビジョンなき公共施設整備の失敗例と言っていいでしょう、それを私は経験しました。例えば、新文化複合施設。あれを建てる時に、財政面は大丈夫なのかということで、市報に2度も、起債をしても計画どおり返済するから大丈夫だというようなことで、議会でも説明を受けて、じゃあ大丈夫なんだなど。それで、議決されたやさきに、財政収支が赤字で非常に厳しいと、そういったお話がなされました。これは、やはり計画的なしっかりとした真の財政収支のシミュレーションがなされていなかったからこその結果だと思います。

そして、市役所と病院です。おおよそ今、方向性は決まって進んでおりますけれども、残念ながらこの米沢市のまちづくりの観点からというような議論ができなかったと。時間がないから、危険だからという理由で、一番早くて一番安く済む方法というような議論しかすることができなかったんです。

これは例えば、これが10年前、20年前に、いずれ図書館もつくりたい、病院もつくりたい、市役所もつくりたいというような議論をしながらかつとしっかりとそのあり方の方向性を示せば、私はまた違った形のものになったのではないかなと。もし

くは、同じ形になったとしても、このまちのためにどうあるべきかという大事なところの議論が抜け落ちることはなかったのではないかなというふうに思っております。

だからこそ、一日も早く、やはり全体の施設を同時に検討しないと、複合化なんてできないと思うんです、施設単体で計画するというのは。だからこそ、一日も早くビジョンを示してほしい、個別計画を策定して、どういうふうに進んでいくのか、どういうふうな将来の公共施設のあり方を持っていくんだということを示してほしいということをお願いしておるわけなんです、その思いをちょっと聞いた上で、再度大至急取り組んでいただきたいという旨をもう一度申し上げます、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 個別計画、おっしゃるとおり、考え方については御指摘のとおりだと思います。例えば、学校とか、今回資料もいただきましたが、学校と住宅、こちらの公営住宅、市営住宅であります、これが6割を占めていると。これを考えなければ、20年で20%は削減できないというようなところは、これまでも御説明申し上げてきたところであります。

学校においては、ようやく適正規模・適正配置等基本計画が策定されて、各地区で御説明をさせていただいているというところであり、これを市民の方に御理解をいただいて、具体的に今後のスケジュールを立てるというものは、一定程度の時間がかかると思っております。公営住宅についても、住んでいらっしゃる方が現実にいるというところで、そちらについては、もちろん方針としては持たなくてはならないと思っておりますが、実際に住んでいらっしゃる方の御理解をいただきながら進めていく必要があるというところは考慮しなければならないと思っております。

○島軒純一議長 自分で整理して。中村圭介議員。

○15番（中村圭介議員） 当然、進めるに当たっ
ての方法論としては、もちろんおっしゃるとおり
でありますけれども、今申し上げたのは、先ほど
言いました、ほかの自治体では公共施設等総合管
理計画は、あくまでも方向性を示すものだ。そ
の後に個別計画をつくって、そして更新するのか、
統廃合するのか、しっかりと長期修繕をやってい
くのかと。それらをしっかりとまとめたものでマ
ネジメント計画を策定して、それらをもとに具体
的な活動に入っていく。だから、私が言ったの
は、それをやるべきだというようなお話なんです。
その点に関してはいかがでしょうか。

○島軒純一議長 部長、総合的な、見渡した部署と
か、計画が必要というようなお話だと思いますが。
我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 ほかの自治体でそうい
うような実際にうまく回っている例があるとい
うようなお話をいただきましたので、ちょっと参考
にさせていただきたいと思います。私どものほう
も、先ほど申し上げましたように、まだ、つくっ
て、始めて1年たったというようなところで、も
ちろんこれも申し上げましたが、5年ごとに改定
しなくてはならないというところで、それまでの
期間にいろいろ議論させていただいて、そうい
うものとうまくリンクしていけるのかというよ
うなところも勉強させていただきたいと思いま
す。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○15番（中村圭介議員） ちょっと時間もな
いので余り触れませんが、リンクではなくて、
それはいわゆるアクションプラン的なものにな
りますから、それがあって初めて具体的な動きが
市民も我々も見えてくるものというふうに捉え
ていただければと思いますので、個別の検討で
なく全体の検討、それを示す大事なものになら
うと思いますので、お願いしたいなと思いま
す。

それで、急ぐ理由はあるんですよ。なぜかとい
えば、立地適正化計画、これの策定が今進めら
れておるわけでありまして。立地適正化計画を見ます

と、やっぱりその都市機能のあり方ですとか、当
然そういったものを考慮しながらやっていかな
ければならない。だから、そういうことであれ
ば、やはり都市機能、要するに将来の公共施設
のあり方の方針があってこそその実のある立地適
正化計画になるんじゃないかなというふうに考
えております。

ちなみに確認しますが、立地適正化計画と公共
施設等総合管理計画、これはどちらが上位計画
になるのでしょうか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 立地適正化計画につ
いては、公共施設だけではなくてほかのまちづく
り全体のものも包含すると、民間についても包含
するというようなところでもありますので、お互い
にそちらのほうは調整し合っというところ
と理解しております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○15番（中村圭介議員） 私は、公共施設のあり
方を決めるという意味では、公共施設等総合管
理計画で定めておくことのほうが、私はですね、
上の計画だと思っていて、当然立適をつくるに
当たっても公共施設等総合管理計画の理念を無
視したような都市機能の誘導なんていうものは
行えません。そういった意味でも、有効な立適を
つくるためにも、早く個別的な計画に着手して
いただきたいということを申し上げておる
ところ
でございます。

ちょっと繰り返になりますのであれですが
けれども、それだけ策定すれば多くのメリットがあ
ろうと思いますので、ぜひ取り組んでいただ
きたいというふうに思います。

そして、壇上でもお話しさせていただきました、
営繕、修繕部門ですとか、そういったものへの担
当部署を設けてはどうかというお話。これは楽
しみに最後にとっておいたんですが、実際その
後の検討としてどのような結果になったか、ま
ず伺いたいと思います。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 ただいまお話があったとおり、昨年9月定例会でお話を頂戴しまして、その際お答えしましたけれども、公共建築物の今後のあり方は改築、長寿命化、そして維持管理に重点が置かれていくことというふうに私も考えております。

そのようなことを踏まえまして、技術的要素の集約化を図った組織にしたほうが、より効果的な業務推進や技術職員の育成にもつながるものと考えておまして、庁舎建替事業が始まる今年度に営繕室が設置されまして、ハード面について中心的な役割を担う形となって、一步その環境に進んだのではないかなというふうに思っているところです。

御質問の意図の営繕課という形にして、修繕全体を公共施設等総合管理計画の中で客観的にマネジメントするという働きでありますけれども、今お話があったとおり、現在のところ個別管理計画を基礎としておりますので、その修繕を全体的にコントロールしていく形というふうになりますと、営繕分野が体制も含めまして、どこまでどう携わっていくのが望ましいものかというようなところは、やはりまだまだ研究の余地、勉強させていただきたいと思っているところであります。

例のほうを出していただきましたけれども、先進地、大きな行政体におきましては、しっかり体制をつくってデータベースなりで改修計画をやっているところもあるようですけれども、現在のところまだまだ携わり方を研究していきたいという段階ですので、御理解のほうをよろしく願います。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○15番(中村圭介議員) この趣旨としますと、先ほど言った個別計画とリンクしております。個別計画をつくるということは、例えば担当部署が所管するAという施設に対して、今後じゃあ統合

なのか廃止なのか、それに伴って当然解体までの維持修繕、長期計画、こういったところもつくりなくはないんですよ。それを、例えば専門的でない部署の方々がそれらのものをつくるとなると、どうなんでしょうか。外部に委託するような形になるのか、ちょっと私はわからないんですけれども、相当な労力をおかけすることになるんじゃないかなというふうに思っておるわけです。

ですから、そういった意味でも、そういった専門技術を持った方がいる部署に移管することで、一括で管理もできるし、情報の収集だったりも速やかに行えるんじゃないかなというふうに考えたところでございます。ですので、どうでしょうか。そういう思いもあるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 現在も各施設の修繕とか改築を行う場合は、我々建築分野のほうも相談に乗りながらやっているところであります。

御質問の趣旨の、それを全体的に1つに集めて改修計画を有効的にならしながら行っていくというようなコントロールの仕方については、ちょっとまだまだ研究していかなくてはならないというふうに思っているところであります。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○15番(中村圭介議員) この私が言う趣旨としては、やはり大規模改修なんかも実施計画に搭載してというようなお話をされておりますが、建物の長期修繕というのはある程度事前に予見といいますか、見通せるものであります。ですから、そういった全施設の維持修繕の一覧、これは我妻部長も昨年の議会で答弁いただきましたけれども、やはりそういったものをまとめて、財政サイドがある程度その支出が見通せるというような取りまとめも行えば、よりリアルな精度の高い財政予測にもつながるであろうという話でございます。

そのためには、各課から上げてもらって取りまとめするよりも、営繕を専門とするところがあったほうが、より推進しやすいのではないかという思いからのお話でございますので、答弁からまたそのあり方についてというお話がありました、する、しないも含めまして個別計画が始まっていくということを鑑みますと、早急にここは決断と申しますか、決めていただきたいということをお願いしたいと思います。

改めてこの思いについて、私は先ほど文芸会の思いも持ってということをお話しさせていただきましたが、この中身について再度回答してという形にでもなるのか、御提案させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、次の地下水利用と地盤沈下について移らせていただきます。

先ほどお話をいただきました。まず伺っておきたいのは、公的機関の利用について、主に降雪道路というお話でありましたけれども、その利用、全体の地下水利用に対する公的機関の利用割合と申しますか、そういったものというのは何か把握されているものはございますでしょうか。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 地下水の採取量の調査はやってございますが、公共機関の分だけをちょっと集計して、割合とかはちょっと出していませんので、今資料を持っていないところでございます。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○15番（中村圭介議員） わかりました。済みません。

結局、今回このお話をさせていただいたのは、今若干、ピークから見れば鎮静化の傾向にあるようだというようなお話です。これが水脈が完全に途切れてぺっちゃんこになってしまったのか、何らかの理由で落ちついているかわからないんですけれども、でもいずれにせよ平成24年までは年間2センチメートルですかね。先ほど部長がおつ

しゃった、2ミリメートルですかね。（「20ミリメートル」の声あり）20ミリメートル、はい。20ミリメートルのエリアだということで、環境省でも注視するようなエリアになっておるようでございますので、これらを放置しておくわけにいかない、いずれ何らかの手だてを打っていかねばならないという思いを私自身持っております。

そんな中で、公共施設で使う消雪用の水なんですけれども、実はことし新会のほうで新潟県の湯沢町のほうにお邪魔させていただきまして、若干聞き取りの際にもお話をさせていただきましたけれども、下水の処理水を再利用して消雪用水に利用しているというような現場を見てまいりました。

湯沢町さんの場合ですと、その処理水を2キロメートル先のちょうど温泉街の中心部のようでしたが、そこに送水してタンクに一時保管しながら消雪管を敷設して消雪用水に使っていると。2キロメートルの区間であれば温度もさほど落ちない、十数度も確保できるということと、当然ちょっとその最初の投資の段階では当然お金がかかるわけですが、その後の整備後の機械除雪と比較すれば、相当安価な値段での維持管理ができる。ましてや処理水なわけなので、当然地下水に影響を与えないということで、住民の方も喜んで、しかもその維持管理は、例えば泥はきとか、そこに隣接する受益者の方、町内の方が行っているということで、非常に我々にとっても夢のようなというか、そんな事例を見てまいりました。

かといえども、当然どのくらいの費用がかかるのかとかそういったところ、本市に当てはめれば課題はあろうかと思えますけれども、ぜひ地盤沈下を抑制すると、市民へ向けた啓発を行っていくという意味でも、確かに米沢市としての揚水量は少ないかもしれませんが、県と国とも協力しながら、そういった新たな地下水揚水を最小限に食いとめるというような方策についての検討もそろそろやっていかななくてはならないんじゃないか

などということを考えるわけですが、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 地下水の採取をやっぱり抑制するという意味で、そういったいろんな取り組みを、新たな取り組みをしていかななくてはならないというふうに考えています。

現在でも地下水を揚げないで、地下水のその熱だけを利用するような融雪システムの研究等も行っているところでございます。そういった下水の処理水の利用とか、いろんな新しい方法、あるいはいろんな先進地の事例などを参考にしていきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 中村圭介議員。

○15番(中村圭介議員) ちょっと先ほど申した湯沢町の事例に関しては私どもも資料を持っておりますので、機会を捉えてぜひ当局の皆さんにも資料等をお示ししながら、ぜひ情報共有できればというふうにも考えております。

そういった意味でも、さまざまな方策について、ここはぜひ取り組んでいただければということをお願いしたいというふうに思います。

最後になりますけれども、今回公共施設のお話を中心にさせていただきました。やっぱり将来を見通すですとか、大変難しいところに取り組む、そしてハードルが高いところに取り組まれるということは百も承知ではありますが、かといって到達した未来が、達成することができず、公共施設の維持管理もままならない、市民サービスが行き届かないということだけは何としても避けたいところであります。

ですので、大変厳しいとは思いますが、今考えられる全てのできる限りの方策を尽くしていただきながら、この米沢市が持続可能なまちとして存続できるような実のある方策を一日でも早く打ち出していただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○島軒純一議長 以上で15番中村圭介議員の一般質

問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休 憩

午前11時06分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、児童生徒の通学路等の安全を確保するために外2点、7番高橋壽議員。

〔7番高橋 壽議員登壇〕(拍手)

○7番(高橋 壽議員) 私は3点を質問いたします。

最初の質問は、小中学生の通学路の安全確保のために、暗がり箇所点検と街灯設置が必要ではないかお伺いしたいと思います。

先ごろ、新潟県で小学生が殺害される事件に、小中学生を持つ親だけにとどまらず、子供が安心できる地域をと大人たちの関心が向けられています。

米沢市内でもこども110番の活動や下校時の防犯協会の青パト活動など、地域のいろいろな団体が取り組んでいるところです。

小中学校の通学路の安全確保の一つとして、暗がり解消があります。米沢市内各小中学校PTAでは、学区内の危険箇所を地図に落とし危険マップで注意喚起をしたり、危険箇所の改善、解消をしたりしています。

しかしながら、そうした活動がありながら、暗がり解消がまだまだ不十分な状況ではないかと考えます。

例えば、第七中学校の万世地区の生徒のほとんどが通学する歩道の街灯は、七中が17年前に開校するに当たって、教育委員会に父母関係者が要望し、私もこの議会で取り上げるなどして、教育委員会が持つ予算で設置しました。

設置後に、設置数が少ないのではとの声もありましたし、私もこれまでその都度教育委員会へ申し上げてきましたが、当時は教育委員会が設置するという前例がなく、予算も十分とれない、しばらく様子を見てからとの教育委員会の答弁で終わっていました。

しかし、その後、入れかわる新入生と新入生の父母からは、繰り返し「通学路が暗い、街灯をふやしてほしい」との声を聞いてきました。

今年度、七中の通学路については、蛍光灯からLED照明に更新することになりましたが、街灯をふやすことについてはこれまでと同じで、しばらく様子を見てからと教育委員会の答弁です。

また、通学路の暗がり解消と要望すると、家並みのある場所では各町内会で街灯を設置してくださいという対応になっているのではないのでしょうか。各町内会で設置するとなると、各町内会の事情でなかなか設置できないままになっているのが現状ではないのでしょうか。

小中学生の通学路の暗がり解消は、教育委員会の予算で対応する必要があるのではないのでしょうか。

そこで伺います。通学路の暗がりを教育委員会として改めて点検し、必要な箇所には教育委員会が予算を措置し、解消策を講じるべきではないのでしょうか。

次に、市内小学校の校庭などに設置されている大型遊具にとどまらず、小型の滑り台、ブランコなども現状では子供たちが使えない状況になっていることについて伺います。

「ここで遊んではいけません」の張り紙とロープが張ってある遊具が、市内の小学校で多数見受けられます。まず、現状、そしてなぜそのような事態になっているのか原因をお知らせください。

その上で、教育委員会としてはどのような対応を考えているのかお伺いいたします。

次の質問は、県への米沢市重要事業要望事項の一つ、療育・訓練機能を有するセンターの置賜地

域への設置について伺います。

この要望については、長年の関係者の懸案事項となってきました。発達障がいを持つ子供にとって、早期の診断とその診断に沿った療育をいかに早くスタートするかが重要とされています。米沢市の子供は、上山市の県立こども医療療育センターで診断、療育を受けることとなりますが、初診待ちは半年以上が何年も続いています。その結果、福島県や新潟県の医療機関で診断を受け、療育を受けている子供がいるとも聞いています。

そこで、市内の発達障がい疑われる子供の診断とその後の療育はどのように行われているのでしょうか。現状をお知らせください。

次に、米沢市の要望に対して、県の認識と対応はどのようになっているのか。重要事業要望事項が果たして実現する見通し、あるいは可能性があるのか。また、米沢市としては要望を実現するためにはどのような要望活動が今必要と考えているのか、伺いたいと思います。

これまでもこの問題を取り上げ、質問しておりますが、当事者、関係者と一緒になって要望活動をしていきたい、置賜地域の市町村とも協議していきたいなどの答弁があったかと思えます。この点については、この間どのような動きをとってきたのでしょうか、お知らせください。

次に、障害者総合支援法に従い、市町村が児童発達支援センターを設置することになり、米沢市もまちづくり総合計画の第2期実施計画、そして第1期米沢市障がい児福祉計画で、平成32年にひまわり学園の中に支援センターを設置する予定になっています。

そこで、この児童発達支援センターと県に要望している発達障がい児の診断、療育機能を有するセンターとの役割と機能の違いをお知らせください。県に要望しているセンターが実現するまでの間、この障がい者発達支援センターが補完する役割を果たすのかどうかお知らせください。

県がいずれかの時期に米沢市が要望しているセ

ンターを設置するとしても、相当の年数がかかるものと予想はつきます。とすれば、それまでの間、上山のセンター以外の県内外の医療機関などで診断、療育を受けられるよう紹介あるいは案内ができる体制を県とともに米沢市はとっていく必要があるのではないのでしょうか。

また、そういった施設が県外の遠距離にあったとしたら、そこまでの交通費や宿泊費などの費用負担に何らかの支援ができないもののでしょうか。

また、こうした課題を含め、当事者の皆さんの今抱えている課題がどのようなものがあるのか、そしてそれにどう応えていけるのか。懇談、協議の場を定期的に設ける必要があるのではないのでしょうか。

3点目の質問です。国民健康保険税の多子世帯の負担と脳ドックについて伺います。

国民健康保険税は、この4月から県との共同事業になり、県の運営方針に従って、米沢市はこれまでの4方式の賦課から資産割を廃止して3方式に変更しました。

しかし、応能割と応益割の割合は、所得に応じて賦課、つまり担税力に応じた応能割と、所得がなくとも各世帯に賦課される平等割と世帯の人数に応じて賦課される均等割の応益割との比率は、応益割の割合が高く、低所得世帯に負担が重くなる現象になっています。国民健康保険税を含めて、近代税制の原則は、担税力に応じた制度かと思えます。応益割の比率を下げるべき、そのことをまず指摘しておきたいと思えます。

その上で伺いますが、国民健康保険では、他の保険制度と違って所得が多い少ないにかかわらず課税される応益割があり、特に世帯人数がふえるに従って定額でふえていく均等割は、子育て世帯には重い負担となっています。

この間、少子化対策が地方政治の大きな課題になっていることは御承知のとおりです。米沢市も国の求めに従って人口ビジョンを策定し、出生率を引き上げようと施策を展開しています。多子世

帯の保育料の軽減などが現在実施している事業ですが、ところがせっかくそうやって保育料が軽減されても、国保加入者に限っては多子世帯の均等割負担がふえて保育料の軽減効果が薄れてしまっています。

今日、全国の自治体では、子育て支援策として、多子世帯の均等割を第3子以降あるいは第2子以降など、制限をつけながらも軽減を図る自治体が出てきています。さきの3月議会でも、埼玉県やあるいは大阪府下の自治体などが実施している事例などを紹介させていただきました。米沢市も実施できないものか伺いましたが、当局の答弁は「軽減すれば他の加入者の負担にはね返る」というものでした。であれば、はね返らないように、多子世帯の保育料減免と同じように、一般会計からの国保会計への繰り入れ、あるいは基金の取り崩し、あるいはこの間、国が子供の医療費の窓口負担無料化を実施する自治体に対して交付金の減額をしまりました。そして、その補填として、自治体は国保会計に一般会計から繰り入れを行って補填をしてきたわけですが、昨年度からは就学前までの子供の医療費について、このペナルティーを国はやめることにいたしました。その自治体の持ち出し分の財源を用いて、この多子世帯への軽減措置ができないものかどうか御検討いただきたいというふうに思います。

次に、国保の事業として実施している脳ドック検査費用の補助について伺います。

脳ドックは、脳梗塞やクモ膜下出血など突然の脳疾患の予防には非常に有効な検査と言えます。ただし、脳ドックでの検査は検査料が高額になることから、補助制度導入以前には、市立病院を含め市内の医療機関での検査受診人数は少ないのが実態でした。

しかし、補助制度の実施以降、利用する市民がふえています。ただ、検査料の2分の1、上限2万4,000円の現在の補助があっても、自己負担は

2万2,000円から3,000円というふう高額になります。保険税を納めるのに何とかやりくりせざるを得ない子育て世帯、低所得者の世帯では、なかなか利用しづらい、そういう実態になってはいないでしょうか。低所得者世帯の加入者が利用しやすい脳ドック補助制度として、低所得者世帯に補助率をかき上げし、自己負担を少なくする必要がないでしょうか。

基本健診、いわゆる鷹山ドックでは、例えば健診料の軽減制度があります。市民税非課税世帯の場合は軽減の対象になるわけですがけれども、脳ドックも鷹山ドックのオプション企画として導入する、そういうことをやれば軽減の制度の中に組み入れられることになりまして、単独でも鷹山ドックと同じようにすれば低所得者世帯の軽減制度、これが利用できるというふうに思います。御答弁をお願いいたします。

以上3項目について答弁をお願いいたします。

○島軒純一議長 大河原教育長。

[大河原真樹教育長登壇]

○大河原真樹教育長 私からは、通学路の安全確保についてお答えいたします。

通学路の安全点検につきましては、小学校において下校指導と合わせて年に数回行っております。

また、道路管理者である国土交通省、山形県及び米沢市と米沢警察署、米沢地区交通安全協会、米沢市教育委員会で合同点検を実施しております。さらに、各課による下校時安全パトロールを実施し、通学路の安全確保を図っているところで。

今後は、議員御指摘の暗がりや危険な箇所につきまして、子供たちや地域の方々からの情報をもとに状況を的確に把握し、対策を講じてまいりたいと考えております。防犯灯設置の予算化につきましては、関係部署と協議していきたいというふうに思います。

次に、市内小学校の遊具等の状況についてお答

えいたします。

小学校の遊具につきましては、毎年1回実施している点検の結果、平成29年度末の時点で使用停止措置している遊具は、小学校18校の遊具総数147基のうち、32.7%に当たる14校、48基となっております。このため、昨年度までは各学校の遊具の状況に応じて順次修繕や撤去を行ってまいりましたが、昨年度の小学校校長会からの提案を受けて、使用停止措置としている遊具について、まずは修繕可能な3基については修繕を行い、修繕できないその他の45基は児童の安全面から今年度中に撤去することとしております。

なお、撤去後の遊具につきましては、今後改めて小学校校長会等と協議をしながら、計画的に再整備してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

[小関 浩健康福祉部長登壇]

○小関 浩健康福祉部長 私からは、2番、県に対する本市の重要事業要望事項になっている発達障がい児の療育・訓練機能を有するセンターの設置方についてお答えいたします。

療育・訓練機能を有するセンターの置賜地域への設置の要望につきましては、平成29年度の重要事業要望から、継続して県に対し要望してきているところですが、県の回答としましては、「発達障がい等を診断する高度な知見と経験を有する医師の確保が困難な状況にあります」とのことでした。

また、県立こども医療療育センターの診療、診察エリアが手狭になっていたことから、平成28年5月に新たな療育棟を開設し、療育環境を改善したため、療育・訓練機能を有するセンター設置に関する新たな国や県の動きは見られない状況です。

要望を実現するために、昨年度、近隣市町に出向き、本市の要望状況についての報告と各市町の考えを確認したところ、複数の市町でも本市と同

じ意見であることがわかりました。

今後は、こういった他市町の意見も県にお伝えするとともに、療育・訓練機能を有するセンターの設置について要望してまいります。

一方、県立こども医療療育センターと同じように発達障がい等の診断ができる療育医療機関の動向を注視しておりましたが、平成29年6月に米沢こころの病院が開院し、平成30年4月からは児童精神科の診療も週1回開始されたところです。今後、同病院において、発達障がい等の診断が進めば、これまで県立こども医療療育センターで約6カ月ほど要した受診までの期間が短縮されるのではないかと期待しているところでもあります。

次に、市で設置を予定している児童発達支援センターと県立こども医療療育センターとの違いについてお答えいたします。

本市では、国の指針に基づき、第1期障がい児福祉計画において、平成32年度までに児童発達支援センターを設置することとしております。

計画では、現在障がい児通所支援等を行っておりますひまわり学園に設置を予定しているところですが、一番の違いは診断や治療を行う診療や訓練機能の有無となります。

本市で設置予定の児童発達支援センターには、診療及び訓練機能はありませんが、障がい児通所支援等を行うとともに、地域の障がい児やその家族への相談、保育園や幼稚園などの障がい児を預かる施設への援助、助言を行う療育支援施設となります。

県立こども医療療育センター以外に受診できる医療機関の紹介につきましては、さまざまな相談や申請に来所された際に、相談者のニーズに応じて医療機関に関する情報等についても御説明しているところであります。

また、県の依頼により、平成27年度より、県立こども医療療育センターに係る未就学児の発達障がい初診予約を県内市町村で行っております

が、その申請の際にも保護者の意向を十分に聞きながら、県立こども医療療育センター以外の医療機関についても提案しております。

発達障がいに係る県立こども医療療育センターへの初診までの待ち期間が長期であることから、遠方の医療機関を受診する方がおられることは、市としても承知しているところであります。

今後は、現状につきまして調査等を行い、どのような支援が望ましいのか検討していきたいと考えているところであります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

〔堤 啓一市民環境部長登壇〕

○堤 啓一市民環境部長 私からは、3の国民健康保険の多子世帯の保険税均等割と脳ドックについてお答えいたします。

多子世帯の保険税均等割軽減についてですが、国民健康保険については、受益者負担の観点から、法定外の一般会計繰り入れに頼ることなく、国民健康保険税により賄うことが原則であると考えています。

この原則を踏まえつつ、現行の制度においては、前年度の合計所得金額が一定の金額以下のときは均等割額と平等割額についての減額措置があり、被保険者の数が多ければ多いほど減額判定所得の算定において減額基準額が拡大し減額措置が受けやすくなっており、この減額相当分については国保財政上、財源が不足することから、当該減額分に対し公費が補填されております。

さらに、議員お述べのとおり、子育て支援策として独自に多子世帯の国保税均等割額の軽減措置を導入している国保保険者が存在し、その軽減措置についてもさまざまな方法があることは認識しておりますが、いずれの軽減方法をとった場合においても、さきに述べたような公費による補填がないことから、その財源が不足することとなります。

平成30年度からの国保制度改革に伴い、本県に

においても国民健康保険運営方針が定められましたが、保険者の政策により独自に国保税を軽減し、不足する財源に対して一般会計から繰り入れを行うことについては、決算補填等目的の法定外繰り入れに当たり、国保運営方針において計画的に削減、解消すべきものとされていることから、繰り入れを行う考えはございません。

また、本市の国保財政は、現在の国保税率を前提として、平成32年度までは安定的に運営できるものと見込んでおりますが、急激な医療費の上昇に伴う国保事業費納付金の増加や想定外の国保税収の減少等による財源不足のリスクも懸念され、それらのリスクに対しては、本市の国民健康保険財政調整基金を充てて対処することとしており、多子世帯の国保税均等割軽減により不足する財源への基金の活用は考えていないところで

す。これらのことを総合的に勘案し、多子世帯に対する本市独自の国保税均等割軽減措置の導入につきましては、国保財政の運営上、制度的な財源の補填措置が講じられない限り困難であると考えております。

3月定例会でもお答えさせていただきましたが、子育て世帯の負担軽減を図る観点から、子供に係る均等割保険税を軽減する支援制度の創設について、全国市長会及び全国知事会が国に対して要望を行っております。

このように、国に対し市長会や知事会が要望活動を行っている背景には、子育て支援を目的とする新たな保険税の軽減措置の導入につきましては、個別の国保保険者が問題を抱えながら導入するのではなく、国の責任において制度を確立した上で、国保財政の健全運営に影響を与えない形で導入すべきとの国保保険者共通の認識があるからにほかなりません。今後とも、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、脳ドック検査費は高額なことから、低所得世帯に対して助成金額を引き上げられないか

の御質問についてであります。

脳ドック検査費助成事業につきましては、脳血管疾患の早期発見はもちろんです。当該疾患に興味や意識を持っていただくことにより、被保険者の皆さんの日常的な病気予防と健康づくりに役立てていただき、病を寄せつけない健康的な生活を送っていただくことをその目的としております。

脳ドック検査を受けたことにより、病気を早期発見し、速やかに治療を開始する場合もあれば、特に深刻な状態ではないため経過を観察しながら安心して日々の生活を過ごしていただく場合など、その症状により検査後の状況はさまざまとなります。

毎年多くの被保険者の方から申し込みをいただいております。この助成事業の目的が広く浸透しているのではないかと考えております。

本市の脳ドック検査費に対する助成事業は、国保の被保険者の方が市内にある脳ドック検査実施医療機関で脳ドックを受ける場合にその費用の一部を助成するものですが、助成を受けた場合の被保険者の方の実質的な負担額は、各実施医療機関所定の検査費用の半額程度となっており、大幅に負担軽減されている状況にあり、決して高額とは言いがたいのではないかと考えているところで

す。確かに、医療機関で保険診療を受ける際の一部負担金などの自己負担額につきましては、その負担を軽減するための緩和措置があり、その場合には所得状況に応じて負担額の上限に区分を設けたり、負担の割合に差を設けたりする場合がございますが、これらはあくまでも国民健康保険法の定めるところにより生じます被保険者の方の義務的な自己負担を緩和する措置であります。

この脳ドック検査では、そのような法に基づく義務的な自己負担が生じるものではないことから、所得状況に応じて区分を設けることは考えていないところで

また、この助成事業は、脳ドック検査を通じて被保険者の方々に脳血管疾患に関心を持っていただき、より一層病気の予防に役立てていただくことと、健康づくりに対する意識の醸成を願って実施しているものであります。

多くの被保険者の方々に注目していただいている事業と捉えておりますので、今後とも被保険者の方々の脳血管疾患の予防、健康づくりのために推進してまいりたいと考えているところであります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 御答弁いただきました。

それで、質問の順番から、再度わからないところについてお伺いしたいと思います。

まず、通学路での街灯設置での暗がり解消策なのですけれども、これまでにについては国、県、市でいろいろ現場を調査しながら予算化してきたという答弁だったと思います。あるいは、暗がり箇所があれば、学校からの意見を聞きながらと。

それで、具体的に予算化と言いますけれども、どれだけ予算化されて、実際どのぐらい、例えば通学路について、教育委員会として街灯を設置してきたものですか。例えば、昨年度、あるいは今年度というふうな予算の状況、それから設置箇所等についてはどのような状況か、まずちょっとお知らせいただきたいというふうに思います。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 教育委員会のほうで今電気料を負担している街路灯につきましては、74基ございます。このうち七中学区につきましては、ほぼ半分の33基でありますけれども、そのほか例えば六中の、県道から六中までに通じる道路であったり、それぞれの学校の状況に応じて設置してきたというような経過でございます。

大変申しわけございませんが、ちょっと手元に昨年、今年度の設置費用の資料がございませんので、後ほどその点についてはお答えさせていただきます。

きたいと思います。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 先ほどの答弁ですと、再度関係機関と安全パトロールをし、そして予算化も関係部署と協議しながらしていきたいという答弁だったというふうに思います。今、こちらで通告で申し上げていなかったこともあって、今年度の予算、設置箇所がどれだけあったということは詳しいところは答弁ありませんでしたけれども、状況としてはまだ少ないというふうに思っています。恐らく各学校から要望がありながら、教育委員会の予算がそれに応えられるような予算規模ではないのではないかというふうに思っています。

それで、七中のケースを先ほど壇上で申し上げましたけれども、開校時、17年前、何とか最低といえますか、その個数でつけていただいたと。

ただ、暗がり箇所というか、設置の箇所と、それから明るさが問題になるわけですよ。どれだけ明るいのか、照度の問題があるわけで、設置箇所をもう少しふやしてほしいという要望は、この間、17年間、恐らく毎年4月になって新しく新入生を迎えると、大体新入生とそれから新入生の親が暗いんだという要望を上げつつ、解消されてこなかったということがあるので、私は七中に限らず、今大体74基のうち七中が半分の33基ということですので、ほかの7校についてもまだまだ要望しているけれども、実際は教育委員会の予算で十分に切れ切れていないという状況があるというふうに思いますので、改めてもう一度現場を確認しながら、要望を聞きながら、予算をとっていただいて、その要望に応じていただきたいということを申し上げておきたいと思います。来年度の予算編成が後半から始まるわけですが、注視していきたいというふうに思います。

次に、遊具のところですが、18校中14校で48基が停止になっていて、修繕できるところについては校長会と相談して3基修繕したと。残り

の45基については修繕不可能なので、今年度中に撤去して、その後は再整備していきたいという答弁でした。

それで、具体的にお聞きしたいのは、再整備していくということですが、具体的にどういうふう
に再整備していくかというところを、どういうふう
に今検討されているのかお聞きしたいんです。
45基あるわけですから、毎年度どれだけの予算を
とって、どれだけの年数できちんとある程度とい
うか、現状程度まで戻していくのかというのを
お聞きしておきたいわけですが。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 済みません、先ほどの答
弁にちょっとつけ加えさせていただきたいと思
います。

基本的に、教育委員会で街路灯設置をする予算
化は、通常は行っておりません。先ほど申し上げ
たように、七中の開校時などの特殊な事情のとき
に、その街路灯についての予算化をさせていただ
いております。それで、今年度の予算化につきまし
ては、先ほど議員もおっしゃってありました七中
学区の通学路のLED化の予算のみでございま
す。

それで、遊具につきましてですが、現在、今年
度撤去する45基につきましては、やはり老朽化も
ありますけれども、さまざまな事故を受けて安全
が確保できないというようなことで使用停止に
しているという部分がございますので、そちらの
ほうは早急に今年度の予算で撤去していきたい
というふうに考えております。

その後につきましては、やはり遊具が子供の学
校生活であったり、運動能力の発達に非常に大き
な役割を果たしますので、学校のほうでの必要な
遊具につきまして御要望をお伺いしまして、そち
らのほうを予算化できるように計画を策定して
いきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） ちょっと今答弁がありま

したので質問ちょっと戻りますけれども、街灯設
置について、教育委員会では予算化されていない
ということですね。通常ベースで。そうすると、
その安全点検をして、通学路について街灯設置が
必要だということになった場合に、どこで予算化
をして具体的に設置するのかという問題が出て
くるわけです。土木課なり、土木課については交
差点などの街灯といいますか、そういう対応の仕
方ですし、環境生活課の防犯灯については、具体
的に言えば防犯協会での予算、年に1基か2基の
予算しかついていないわけです。それで対応でき
るかといえば、できないと。だとすると、ほとん
ど通常ベースで通学路の暗がり解消の予算はと
られていないというのが実態だというふうに思
います。

改めてちょっと教育長に聞きますけれども、教
育委員会として、各学校なり地域から通学路の暗
がり解消のための街灯設置という要望が出てき
た場合に、教育委員会の責任で、教育委員会とし
て予算を組む必要はありませんか。ちょっと、も
う一回お聞きしたいわけですが。

○島軒純一議長 大河原教育長。

○大河原真樹教育長 先ほどお答えしましたように、
実態をまず詳しく把握したいと。その上で、どう
いう方法で、どういったお金の出し方で対応して
いくかというふうなところ、なかなかまだ私自身
見えないところがあるんですけども、やはり新
潟の事件があったように、子供たちの命を守ると
いうふうなところでの対応をやっぱり急いでし
ていかなければいけないのではないかというふ
うに思っています。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） ぜひ、教育委員会として
予算をとるということにしなければ、私はこの問
題は解決しないのではないかというふうに思い
ますので、予算編成に当たって、どういうふう
に予算編成するかという権限は市長にあるわけな
ので、市長にもぜひ御検討いただきたいというこ

とを申し上げておきたいというふうに思います。

現状としては、教育委員会で予算はないと。それで、なかなかこの問題が解決してこなかったということが、何となく、この17年間、七中の通学路の街灯設置の要望を出してもなかなか前に進まなかったという理由がよくわかりました。ほかの学区についても、ぜひ教育委員会で予算をとって、関係者とパトロールなどして解消していただきたいということを要望します。

それから、遊具については、具体的に再整備についてはどういうふうな形で予算をとって、いつまでに終わるかというのは、まだ検討されていないということで、これからだというお話ですよ、要は。ちょっとそれは、大体どういう、これも予算がなくてということですか。予算を財政課のほうに教育委員会として要求しても、なかなか予算化されないという教育委員会、現場としての苦渋の思いというか、そういうことですかね。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 これまでは、先ほども教育長が答弁させていただきましたように、個別の案件、学校からの要望に対して撤去し、また修繕しということで個別に対応させていただきましたが、今年度は、まずは危険なものを一斉に撤去すると。それで、来年度以降、改めてその整備について、小学校校長会などからの御意見をいただきながら整備をしていきたいということで考えているところであります。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 何か、校長会と協議というのがちょっとひっかかるんですよね。校長会には、何かなかなか予算がないので、時間がかかるので御理解いただきたいという話を説明されるような感じがちょっとしているわけですがけれども、そういうわけではないんですか。きちんとやっぱり整備しますと。具体的には、いつごろまでにちゃんと各学校、この学校からやっていきますということを明確に校長会で示して、それで御理

解いただくということよろしいですか。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 整備の数量というか、全体的な予算がどのぐらいかかるのかという部分もあるかと思いますが、それらをどれだけ各学校の子供たちの学校生活にきちんと対応できるかという部分を、予算的な面で計画ができるように、全体を把握しながら整備をしていきたいということでございます。

○島軒純一議長 大河原教育長。

○大河原真樹教育長 例えば小学校の校長会からの要望としては、子供たちに人気のブランコですとか、ジャングルジムですとか、そこをまず最優先にしてほしいというふうなこともありますので、個々の小学校の実態に応じて整備していきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） わかりました。各小学校の状況をお聞きしてということの意味での校長会との協議だというお話でした。

私も地元の万世小学校、それから南部小学校、それから西部小学校を見てみましたが、通常の滑り台ありますよね。大型遊具も万世小学校の場合にはもう使えないということになっているわけですが、そのほか通常の滑り台、それから普通にあるブランコ、これも使えないということになっていて、万世小学校の場合、唯一使えるのは鉄棒だけという状況です。

それから、南部小学校については、ジャングルジムと鉄棒が使えるだけで、あとは10ぐらいある遊具のうち7つぐらいは使えないと。大きくロープが張ってあって、ここからは入っていきませんと張り紙があるわけです。西部小学校は3つでしたでしょうか。そういうものが使えないと。

だから、子供たちが外遊びしたくても、十分遊び時間に遊べる遊具がないというのが実態になっているわけなので、ここは一刻も早く、どれだけ全体的に整備しなければならない予算がかか

るのかというトータル金額を出していただいて、それで優先順位を各学校からつけて、それで整備していくという計画を出していただきたいというふうに思います。

ちなみに、48基が今停止になっていると。ブランコ等、48基ですけれども、どれだけの金額が大体かかるんですか。大まかにいって金額ベースで。ちょっとわかりませんか。じゃあ、わからなければ早急に出していただきたいというふうに思います。

それで、市長、今やりとりありましたけれども、通学路の暗がり解消のための子供たちの安全を確保するための予算が教育委員会で持ち合わせていない、持てない。それから、子供たちが学校で外遊びをするための遊具が、18校中14校、48基が使えない状況になっているという、全く米沢市は子育て支援の施策に力を入れているとは言えないような状況に今なっているわけですよ。財政状況にも大変な状況があるというふうには思いますが、一定程度、財政健全化の状況をお示しいただいたところを見ると、基金も十分にあるようですから、そういうところもやっぱりしっかり対応していただきたいというふうに思うわけですから、一言だけ。

○島軒純一議長 中川市長。

○中川 勝市長 ただいま、基金も十分にあることからというようなお話でございました。余り時間もあれですから長くは申しませんが、確かに3年連続で実質収支がマイナスという時代、平成26年度末で10億円程度、13億円程度の基金であったのが、今確かに29年度末で29億円までなっております。しかし、これは後年度負担しなければならぬ病院であったり、統合中学校の建設などを見越して今積み立てているというような状況でございます。全てその基金があるから基金で対応できるかということ、またそれも難しい部分があることも議員も承知されているというふうに思っております。

ただ、必要なものについて財源をどのように確保するかということにおいては、基金があるから基金を取り崩してということではなくて、いろいろ財源も留保している部分がどの程度あるのか、そして起債を受けられるものはあるのか。そういった財源というものをしっかりと見据えながら、今後それぞれのセクション、ただいまの場合は教育委員会でありますので、教育委員会と協議しながら、必要なものはやっぱりやっていかなければならないのかなど、このように判断をしたところです。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番(高橋 壽議員) 基金を使えという話を直接したわけではなくて、財政状況として基金がああいう状況だと、今おっしゃったような金額になっていると。ただ、財政全体を考えた場合に、この子供たちの遊具がこのような状況を放置しておく、あるいは街灯設置ができないということをもそのまま続けていて、それで基金を含めて財政状況がよくなりましたよという話はちょっと違うんじゃないかと申し上げたいんですよ。やはりやるべきところにちゃんとお金をかける、そしてやるべきところ、かけるべきところはここではないかというふうに私は申し上げたいわけですよ。その上で財政状況はこういうふうにして直しましたよという話だったらいいんですけど、こういうところを放置していて、財政状況は一定立て直しましたよと。

あるいは、直近の道の駅の問題を引き合いに出してどうかというふうには思いますけれども、華々しい30万人達成という話が一方で出の中で、足元のところではこういう遊具がぼろぼろで子供たちが遊ぶ時間にも遊べないという状況があるという実態は、ちょっとアンバランスではないかなという感じはするわけです。そういう意味合いで、今の米沢市の財政状況はこうなんだろうという話をしたわけです。

続いて、では発達障がい児の療育センターの県

への要望についてですけれども、先ほどちょっと答弁がありましたけれども、この米沢市の要望に対して、県のほうでは医師の確保がなかなか難しいんだというのが一番の要望に対する県の回答ですよね。それで、やっぱり医師の問題については、先ほどちょっとこれも答弁でありましたけれども、こころの病院のところで、児童精神科のところの医師が1名派遣というかおられて、そこでの診断が始まっているので今後それに期待したいというお話でしたけれども、ちょっとただこの期待するというだけではなくて、であればもう少しこころの病院、それから県も交えて、こころの病院で県に要望している支援センターのいわば機能を果たしてもらえるような状況をつくっていけないかなというふうに思うんですよね。

県のほうに、こころの病院のところで医師をもう少し、1名から2名にふやしていただいて、そしてそういう機能を持つような施設整備も含めてお願いできないかという話を県とともにやる。場合によっては県の委託事業としてこころの病院のほうにお願いしていくということのほうが、私はこの要望が実現する近道ではないかなというふうに思うわけです。

これまでは、県に対して重要要望事項として正面から挙げてこなかったというところから考えれば、重要要望事項に挙げて要望し始めたというのは非常に前進だというふうに思いますので、県のほうでもそういう認識を持ったというところは非常に私は前進だというふうに思います。

だから、そこから先、実現するにはどうするかということ、もう少し具体的に米沢市からも提案しながら県に要望活動をしていくということが私は今必要だというふうに思います。

ぜひこころの病院、せっかく中川市長が御尽力されて誘致されたわけですから、そこを十分活用できる方向で私はやればいけないかなというふうに思いますので、ぜひ御検討いただきたいというふうに思いますが、市長はどうでしょ

うか。

○**島軒純一議長** 中川市長。

○**中川 勝市長** この置賜地区に療育センターというのは、昨年置賜総合開発協議会で重要事業として挙げて、知事のほうにも私のほうから直接申し上げた懸案でもございました。

ただ、今お話がありましたように、医師の確保とかということが前提として今なかなか厳しいという状況であります。

ただ、この間も米沢選出の県議会議員の方々の懇談会で、実態を教えてほしいということでしたので、強く、ペーパーにまとめて提出して、今後は県議会のほうからも取り上げていただくことにしますし、ただ、今御提案のありましたこころの病院については、今までちょっと正直言って気づいていない部分でもございましたので、可能か可能でないか、県と協議をさせていただきます。

○**島軒純一議長** 高橋壽議員。

○**7番(高橋 壽議員)** 今、県議会議員との重要要望説明会の折に詳しくお話しされたということでしたけれども、その直近にちょっと私もその県議会議員にお会いする機会がありまして、いろいろお話をして、そうしたら県議会議員のほうでは詳しいお話はまだ十分把握していないので、ぜひその折に当局から説明をいただきたいものだと、関係者からも意見をちょっと聞いてみたいものだというお話がありましたので、ぜひお願いしますという話をした結果だというふうに思いますけれども、ぜひ県議会議員の皆さん方にもお力をいただきながら、ぜひ置賜地域の、特に中心都市米沢として、療育センター、あるいは療育センターの機能を有するようなやり方というかを検討いただいて、実現方お願いしたいというふうに思います。

それで、実現するには、やはり例えばこころの病院に県が委託するとしても、しばらく時間がかかるというふうに私は思っているわけです。それで、先ほども壇上で申し上げましたけれども、そ

の間やっぱ子供を持つ親御さんたちとよく話をし、協議をし、実態がどうなっているのか、隣県新潟、福島にも行っているということも聞いていますので、そういうことでの苦労、あるいは米沢市に支援を求める具体的な中身などをお聞きしていただいて、具体的に対応していただきたいと思います。

それで、米沢市の第1期米沢市障がい児福祉計画でも、先ほどひまわり学園につくる発達支援センター、相談機能が中心だというふうに思いますけれども、その設置とあわせて、保健・医療・障がい福祉等の、医療的ケア児を含めての障がいを持った子供たちの支援を米沢市はこれからどうするかという話し合い、連携するための協議の場を設置するということがうたわれています。前回、この問題を取り上げたときも、そういう関係者の皆さん方と協議をしながら、今求められているニーズに答えていく必要があるのではということと設置したいというふうに話がありましたけれども、具体的に設置になったものですか。そして、協議しているものですか。協議が始まっているものですか。

○島軒純一議長 小関健康福祉部長。

○小関 浩健康福祉部長 大変申しわけございませんが、具体的に協議のほうになされているかどうかはちょっと把握していないんですが、米沢市のほうには地域自立支援協議会というふうなものがございまして、そういったお子様方の障がいについてのお話をさせていただく場がございますので、ぜひそちらのほうで話をさせていただきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 高橋壽議員。

○7番(高橋 壽議員) 自立支援協議会でしたか。それはそれとして、既存の今まで機能してきたものがあるとしても、この問題について具体的に関係機関と協議する場というのは、まだないというのか、その場でこの問題が十分協議されたということは、私は、ないというふうに認識して

おります。

改めて、この問題は、もしそういう場があれば、あるいは設置するというに掲げてありますので、設置していただいて、そこで関係機関と協議をしていただいて、先ほど答弁がありましたように現状を把握して、支援できることは支援していきたいということにつながっていただきたいというふうに思います。

次に、3番目の国保関係ですが、多子世帯に対する軽減については、法定軽減があるのでそれで十分だという答弁でした。けれども、この法定軽減というのは、子育て支援という意味合いからではないわけです。均等割についてというか応益割について、そこについての軽減、所得の低い世帯についての軽減対応策としての法定制度としての軽減、7割、5割、2割の軽減ということですので、私が問いかけているのは、子育ての多子世帯という、そこに焦点を当てた負担軽減を求めている答弁だったわけです。

それで、財源的な問題として、制度がなければ財源確保が難しいということで、国にも全国市長会等で要望しているもので、それに委ねたいような話だったというふうに思いますけれども、制度以外で、じゃあ多子世帯というか子育て支援ということで、米沢市がこれまで一般会計からの繰り入れをやってこなかったかということ、先ほど申しましたように、子供の医療費の窓口一部負担の無料化制度というのをやってきたわけです。これはまさに米沢市の一般会計から国保会計に繰り入れをし、そして独自の事業としてやってきたわけでしょう、これは。県単事業に米沢市が2分の1負担する形ということではありましたが。だから、先ほどの答弁で、財源手当が制度としてできないというか、制度として財源手当ができないという話じゃなくて、これまでも一般会計の繰り入れは当然やってきた話なので、ここは何というか、そういう理由で反論というか答弁されると、ちょっと違うんじゃないかと

いうふうに申し上げたいわけです。

米沢市の対応はそういう対応だということはわかりましたけれども、引き続きやはり子育て世帯では均等割、医療分で1人当たり2万6,300円です。2人子供がいれば5万何がし、3人で7万何がし、プラス40歳以上の方は介護納付金がまだ出てくるわけです。1人当たり4万円程度の均等割、2人で9万円、3人で13万円ほどの均等割が出てきます。7割、5割、2割軽減というのは法定であったにしても、負担増ということでは変わりはないわけなので、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

それで、時間がなくなりましたが、最後に脳ドックですけども、さっきは所得に応じてのそういうことは考えていないというお話でしたけれども、壇上でも申し上げましたけれども、鷹山ドック、基本健診の中には、市民税非課税世帯の方の健診料軽減制度というのがあるわけです。これは脳ドックだけ何でこういう制度ができないのですか。やらないというか、対象にしないと、できないとおっしゃるのですか。

根本的な問題として、所得に応じて補助の引き上げというのが、国保の制度上できないというふうにおっしゃっていますけれども、鷹山ドックは国保の健診事業ですよ。それで非課税世帯については軽減措置をやっているわけです。だから、制度上できないわけではなくて、米沢市が鷹山ドックと同じように基本健診の中に脳ドックを入れ込む、もしくは今のような別建てでやっても、市民税非課税世帯については軽減の対象にしますということであれば、やれるんじゃないですか。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 脳ドックは、皆さんが受けられるというよりは、ある程度、節目的なところで実施しているような状況でございます。

また、人数につきましても、非常に希望者が多いということで抽せん等も実施しているという

ような状況でございます。通常の毎年受けられるような特定健診ともまた違う状況がございますし、あと金額も先ほど御説明申し上げましたように半額を助成するというので、相当金額としても助成しているという状況であります。

そういったことで、特に減額の制度というのは、所得に応じてというのはしておりませんし、ほかの自治体をいろいろ見ましても、所得で脳ドックについて負担額を変えているというところは見られないところでございます。

○島軒純一議長 以上で7番高橋壽議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時07分 休 憩

~~~~~

午後 1時06分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、PPP（官民連携）について外1点、16番海老名悟議員。

〔16番海老名 悟議員登壇〕（拍手）

○16番（海老名 悟議員） 私、一新会の海老名悟です。

きょうは朝から爽やかな天気、梅雨入りしたとは思えないような気候に恵まれての一般質問というような形になりました。その初日の私は3人目を務めさせていただくわけなんですけれども、昼御飯を食べた後の午後一の質問でありますので、当局の方々はもちろんのこと、議員の皆さんも、気力、体力ともに充実していることと御推察申し上げます。そんな中、質疑応答も充実した内容にしたいものだというふうに思っております。

さて、平成30年度に入って初の定例会ということで、この本会議場で初めて答弁に立たれている

小関健康福祉部長と、まだ御答弁はありませんが猪俣会計管理者におかれましては、これから緊張感の中にも新鮮かつ真摯な御答弁をお願いしたいというふうに思います。と申しましても、今回の私の質問ではお二人にお答えいただく場がないのが大変残念であります。

私自身、このたびの一般質問が30回目となりましたが、毎回緊張するとともに、どのように質問すれば市当局から実効性のある答弁を引き出せるかという課題に頭を悩ませている次第であります。

そんな中で今回質問いたしますのは、PPPとPFIについてであります。両方一遍に言うと舌をかみそうな名称なんですけれども、どちらも30回目にして初めての質問項目であります。おかげさまで先ほどの悩みもさらに大きくなっているところではありますが、精いっぱい質問させていただきますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

それでは、1つ目の質問項目のPPPについてですが、まずこのPPPの意味を確認していきたいと思っております。

PPPは、パブリック・プライベート・パートナーシップの頭文字をとったもので、文字どおりパブリックである官とプライベートの民がパートナーシップという連携をして事業を行うという意味であります。PPPには、この後質問いたします代表的手法であるPFIや本市でもやっておりますけれども指定管理者制度、公設民営方式などの手法が含まれております。

これからの日本を考えた場合、かつて人類が経験したことのないような急激な人口減少と超高齢社会に突入していきます。それに加えて、老朽化したインフラの整備や更新に迫られた上に公共サービスの維持もしていかななくてはならないという非常に厳しい状況に追い込まれようとしています。そのような社会において、本市の持続可能な行政運営を図る上で、民間の資金とノウハ

ウを活用するPPPやPFIは非常に有効な手段になるはずで

そこで本市のPPP、つまり官民連携が現在どのような状態になっているのか。これまでの経過も含めてお答えください。

政府は、全国において、今後老朽化した多くの公共施設の更新が行われる中で、公的負担を抑制するための有効な手段として、このPPPとPFIに注目しており、平成25年6月に制定したPPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランを昨年6月に改定し、国と地方が一体となってさらに推し進めようとしています。

このような状況の中で、本市は今後のPPPに対してどのように考えているのか、また推進しようと考えているのかお答えください。

次に、PFIについてお尋ねします。

またしても横文字の略語なので説明いたしますが、こちらはプライベート・ファイナンス・イニシアチブの頭文字とったもので、直訳すれば民間資金主導ということになります。

つまり、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用して、これまで国や地方といった公共機関が受け持ってきたインフラ整備や更新、公共サービスの提供などの事業を実施していく手法のことです。

この手法は平成11年7月に制定された民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、こちらも非常に長たらしい名称なんですけれども、これがいわゆるPFI法と言われるものです。この法律に基づいて推進をされてきました。

平成11年の法律施行後、これまでにPFI事業の実施方針が公表された件数は、内閣府の集計によれば、平成24年3月末で424件、契約金額が4兆1,373億円だったものが、平成29年3月末には609件、契約金額が5兆4,686億円と、5年間で件数にして30%、契約金額は25%ほど増加しています。このデータのほかにNPO法人全国地域PFI

I協会の集計によれば、平成30年5月末現在です  
から先月末時点ということになりますけれども、  
この時点で762件という件数もあわせて報告がな  
されています。

内閣府と全国地域PFI協会、どちらの集計に  
おいても、国、地方、国立大学等の特殊法人、こ  
の3つの事業主体別で見ると、地方が全体  
の80%以上を占めていることがわかります。

山形県におきましても14件の実施件数があり、  
本市におきましても市営住宅塩井町団地の1号  
棟から3号棟までの建てかえ事業の実績があり  
ます。

全国で実施方針が公表された8割以上が地方で  
あることから、このPFIが地方の自治体にとっ  
て有効な手法であると言えるのではないでしょ  
うか。

PFI導入のメリットを考えてみた場合、私が  
一番に挙げるのは財政負担の軽減であります。今  
までの公共事業では、その財源の大半は地方債発  
行による借金と国の補助金、そしてわずかばかり  
の自己財源という構図でした。しかも、それを工  
事期間中という短期間に全額支払わなくてなり  
ませんでした。それがPFIを導入すれば、イニ  
シャルコストは民間事業者が負担してくれるた  
め、自治体側は契約した事業期間、これは先行事  
例にもよりますが、大体7年から30年程度で分割  
して支払うことになり、財政支出の平準化を図る  
ことができるわけです。これは、各公共事業にか  
かった費用を可視化するとともに、事業の早期実  
現にもつながることになり、自治体にとっての効  
果は絶大です。

また、施設を利用する住民側にとっても、民間  
事業者が持っているサービス提供のノウハウが  
活用されることで、より良質で低廉な公共サー  
ビスを受けることができるようになります。

そして、もう一つのメリットは、今まで自治体  
のみが受け持ってきた事業に民間事業者が参入  
することで、民間にとって新たな事業分野の創出

や、新たな技術、サービスの開発にもつながるも  
のと思われまます。

このように、PFIを導入することによって、  
地方自治体のみならずそこに暮らす住民や民間  
事業者にとっても大きなメリットがあるのです。

以上のようなPFIについて、本市ではどのよ  
うな状況になっているのか。その現状についてお  
答えください。

先ほども触れましたが、これからの日本は急激  
な人口減少と超高齢化が進んでいきます。4月4  
日付の山形新聞にも載っていましたが、国立社会  
保障・人口問題研究所がまとめた2045年までの将  
来推計人口によりますと、県内全ての市町村で人  
口が減少し、13市町村で65歳以上の人口割合が5  
割を超えるようになっていました。ちなみに、東京都  
も高齢化率が30.7%で3人に1人が高齢者とい  
うことになります。

本市の人口は5万7,720人となり、2015年に比べ  
67.2%、つまり32.8%も人口が減ることにな  
ります。このように人口が減少し、高齢化が進  
んでいくと、本市のような地方自治体でどのよう  
なことが起きてくるのか。

人口、とりわけ生産年齢人口が減るので、税収  
が減少することは明らかです。しかも、高齢化も  
進みますので、福祉関連の扶助費は増加の一途を  
たどることが予測できます。

そこに加えて公共施設の老朽化に伴う維持更新  
と、行政サービスの維持継続があります。本市の  
公共施設に関しては、公共施設等総合管理計画に  
基づいて施設の統廃合を中心に対応していく予  
定ですが、この件につきましては午前中に中村圭  
介議員がしっかりと質問されていましたので、こ  
こではあえて触れません。

しかし、本市においては既に市庁舎と病院の建  
てかえ計画が進んでおり、その後には仮称南西中  
学校の新設も予定されております。また、上下水  
道施設においても更新事業が予定されているな  
ど、大型の公共事業が控えています。

私は、こういった本市の状況を踏まえ、これからの公共事業には積極的にPFIを導入すべきだと考えています。

そこで、本市公共施設におけるPFIの今後の活用について、どのように考えておられるのかお答えください。米沢市の未来を見据えての質問ですので、当局の皆さんから実のある御答弁を期待して、私の壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

[我妻秀彰企画調整部長登壇]

○我妻秀彰企画調整部長 私からは、初めにPPP、いわゆる官民連携についての御質問にお答えします。

PPP、パブリック・プライベート・パートナーシップは、特に公共施設の整備や管理において採用が広がる動きを見せており、PFIや指定管理者制度など行政だけでなく民間の力をかりて公共サービスの提供を行う制度であります。

本市においては、PPPの中でも市営住宅塩井町団地の建てかえ事業に際してPFI制度を活用して整備を行ったほか、さらに平成18年度より公共施設の管理運営について指定管理者制度を導入することとし、コミュニティセンターなどの集会施設、野球場などの体育施設を皮切りに、今年度の道の駅米沢まで、本年4月の時点で計86施設に導入をしてきております。

特に指定管理者制度については、民間の培ったノウハウを生かし、効率的、効果的な施設の管理運営を図る観点から、学校、道路などの個別の法律で管理主体が市とされているものを除き、条件が整ったものから積極的に取り入れてきております。

さらに、PPPの範疇ではありませんが、本市はこれまでも市の業務について民間企業などの有する多様な専門性、機動性等を生かすことで、市民の利便性の向上や業務の効率化が期待できる分野についても積極的に民間委託を進めてきております。

このように、本市においては、制度の趣旨を踏まえ、民間と連携しながら公共サービスの提供を行っているところであります。

次に、PPPの今後と推進についての御質問がありますが、この人口減少社会で市の歳入も減少していき、さらに市民の多種多様な価値観に対応していくためには、行政に求められる役割がますます多くなってくると思われまます。

そのような中で、今後は民間の力をかりていかなければ、一定水準の行政サービスを維持していくことは難しいと認識しております。

本市としましても、これまで申し上げましたとおり、指定管理者制度を初めとした官民連携を積極的に進めてまいりたいと考えております。

最後に、本市の公共施設におけるPFIの今後の活用についての基本的な考え方についてありますが、行政にとっては財政支出の削減、民間にとっては新たな投資機会、事業機会の創出など、民間の力を生かすという点では有効な面があるものと考えております。

現時点で具体的な施設の取り組みは予定していませんが、今後のPFIの活用については、引き続き制度のメリット、デメリットというより課題といったほうが正確かもしれませんが、これらを検証し、進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

[杉浦隆治建設部長登壇]

○杉浦隆治建設部長 私からは、大項目2(1)の本市のPFIの現状についてと、(2)のPFIの今後の活用についてのうち市営住宅についてお答えさせていただきます。

初めに、本市のPFIの現状についてですが、本市におけるPFIの導入は、御紹介がございましたが、市営住宅で実績がありますので、その導入時の考えや経過、そして現状等についてお答えさせていただきます。

まず、市営住宅建設事業に導入した経緯であります。本市においては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法に基づき、平成18年に塩井町団地建替事業に関する実施方針を公表いたしました。その経過は、従前の塩井町団地は長屋建ての狭隘な住宅で、老朽化が進み、居住環境などの改善に向けた早急な施設の整備を図る必要があったことから、平成11年度に策定いたしました米沢市住宅マスタープランにおいて、当時着手しておりました太田町団地建替事業完了後に整備する団地として位置づけをし、その後平成14年度に策定しました米沢市公営住宅ストック総合活用計画においても、建てかえを行う団地として位置づけをしておりました。

しかしながら、いわゆるバブル期以降の景気低迷により、建てかえ事業の着手が先送りになるなど、整備手法を含め総合的な検討をする必要が生じてまいりました。

そのような中、民間活力の積極的な活用推進を図るためのPFI法が平成11年に整備され、その後平成15年に山形県が全国的にも早い段階で県営住宅建替事業、鈴川団地であります。それをPFI事業として着手されました。

これを受け、本市においても、財政支出を抑制し民間活力の活用を推進する手法を検討することとし、平成17年に塩井町団地建替事業の整備手法をコンサルタントに外部委託して、PFI導入の可能性調査を行ったところ、PFI事業として事業が可能である旨の調査結果を得たことから、米沢市行財政改革大綱集中改革プランにおいて、塩井町団地建替事業へのPFI導入を重要施策として盛り込んだものであります。

建てかえ事業は、平成19年度から平成25年度までの7年間を整備期間とし、従前入居者の移転、既存住宅の解体工事を経て、1号棟から3号棟までの建てかえを総合評価落札方式による一般競争入札で公募を行い、それぞれの入札会を経て、

特別目的会社を決定したところでございます。

供用開始後の事業契約期間は、それぞれ20年間としております。

次に、現在の状況につきましては、各棟の民間事業者、特別目的会社が、施設の維持管理業務を継続中であり、主にエレベーター保守点検業務、消防設備点検業務、受水槽清掃業務及び緊急通報装置の保守点検業務などを行っております。

市では維持管理が適切に行われている状況を確認するため、定期的なモニタリング調査を行い、履行確認後に施設整備管理費及び施設整備費割賦金の支払いを行っております。

また、事業者からは、年度前に経営状況にかかわる報告の提出を求めており、PFI事業が適切に実施されていることを確認しているところであります。

続きまして、(2)の今後の活用についてのうち、市営住宅へのPFI導入の考えについてお答えいたします。

まず、全般的な考え方といたしまして、公共事業にPFIを導入するならば、できるだけ民間の長所・能力を引き出して活用する一方で、公共性は確保するといったバランスの前提状況が重要なので、PFI導入の可能性調査によって従来方式とPFI事業方式とを比較検討した上で、PFI事業がその事業にとって最適であると判断される場合に導入されるべきではないかと考えております。

市営住宅の方向性といたしましては、公共施設等総合管理計画において、今後20年間に延べ床面積の保有総量を20%削減することが目標に掲げられており、今後はこの上位計画を目標に、市営住宅についても保有総量を縮小する方向になります。

また、住宅困窮者向けの福祉政策の住宅でもあることから、個別計画の米沢市公営住宅長寿命化計画を基礎に、それぞれの市営住宅の状況に応じながら適宜用途廃止や個別改善を実施しながら、

現有施設の管理を行っていく考えであります。

そのようなことから、当面は建てかえ事業等の予定はないところでございますが、PFI導入につきましても、今後市営住宅の更新が必要になった場合には、PFI方式も含めさまざまな整備手法について十分検討してまいりたいと考えているところであります。

私からは以上であります。

○島軒純一議長 大河原教育長。

[大河原真樹教育長登壇]

○大河原真樹教育長 私からは、学校建設に関してお答えいたします。

現在、仮称南西中学校につきましては、平成37年度の開校を目指して事業を進めておりますが、具体的に校舎等をどのように整備していくかについては検討中でありますので、現時点ではPFIの活用の検討までに至っていない状況であります。

また、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画において、仮称東中学校と仮称北中学校につきましては、現在の第一中学校と第四中学校の校舎を活用することとしており、小学校につきましても既存施設や用地の有効活用を図ることとしております。費用対効果の面からPFIを活用するまでに至らないのではないかと想定しておりますが、今後計画を具体化する中で、全国の事例等も踏まえて、PFIの活用が可能かどうかも含めて研究してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 宍戸上下水道部長。

[宍戸義宣上下水道部長登壇]

○宍戸義宣上下水道部長 私からは、下水道処理施設改修などについてお答えしたいと思います。

下水道事業における全国のPFI事業の状況がありますが、平成30年4月現在では、主に下水汚泥の有効利用など12件ほど事業実施されているようです。これら事業内容としましては、下水汚泥から発生する消化ガスなどを利用した発電事

業や下水汚泥の固形燃料化事業などがほとんどであります。

本市は、現在米沢浄水管理センターや中継ポンプ場の改築工事を実施中でありますが、この中で下水汚泥を処理する過程で発生する消化ガスによるコージェネレーションシステムの導入を計画しております。この内容は、消化ガスを駆動源にした発電機で電力を生み出し、その電力を場内の各施設で利用しつつ、発電機の排熱でつくった温水で下水汚泥を温め、消化タンク内の微生物処理を促進させて汚泥の量を減らす、いわゆる減容化するというものであります。電力を生み出し、利用するので、維持管理費の削減が図れます。

このシステムにPFIを導入している自治体もあることから本市も検討しましたが、本市の場合下水汚泥の量が少なく消化ガスの発生量も少ないため、発電した電力は場内施設で利用することとまるようでありました。このようなことから売電事業者の参入は見込めないため、PFI導入は難しいものと考えています。

しかしながら、国土交通省では下水道における新たなPPP、PFI手法の導入に向けた検討会を開催しており、また都道府県においても市町村向け勉強会などが今後開催されると聞いておりますので、現在導入は難しいものの、情報収集しながらさまざま研究していきたいと考えています。

以上です。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) 御答弁ありがとうございました。

まず、最初の項目、いわゆるPPP、官民連携についてというところなんですけれども、今現在、いわゆる米沢市でやっているものとしては、何と云っても代表的なのは指定管理者制度に基づく官民連携ということだというような御説明だったと思います。それで、この指定管理者制度ですけれども、先ほどの御説明からいきますと、平成

18年から導入が始まって、今現在既に86施設で行われているということでもあります。もう既に10年以上、指定管理者制度に基づいて、この官民連携というところにおいてやっているわけなんですけれども、ここで一つちょっとお聞きしたいのが、この指定管理者制度は12年目に入っているわけですね。この中で当局が感じている指定管理者制度における課題とでもいいでしょうか。そういったものについて、何か捉えておられるようなところはございませんでしょうか。

○島軒純一議長 我妻企画調整部長。

○我妻秀彰企画調整部長 導入当初におきましては、さまざま小さい問題点とかそういうものはあって、その担当課がさまざま指定管理者と話し合いをしながら解決してきたというような動きがあります。

それで、今の施設については、公募施設については原則5年というようなところを設けておりますが、5年ごとに公募を行うというようなところでもあります。そして、複数の方々に、団体、企業さん等に応募していただいて選定をするというような基本的な考え方でおりますが、残念ながら、そこで既存のそれまで指定管理者制度をやっていた事業者のほか新たに応募される方は、まず最近はほとんどいらっしやらないというようなところでございます。それまでやってきたノウハウをお持ちですので、それに対抗して全くゼロからのスタートというのは非常にハンデがあるというのは感じておりますが、制度の趣旨からいって、できれば応募していただいて、さまざまな提案をいただければと感じているところでございます。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) 今、指定管理者制度における当局が感じておられる課題点として、契約期間が大体おおむね原則5年、長いところで7年とか、短いところで3年とかというのがあるようですけれども、ただ大体そのくらいで更新がな

されるというところからいくと、そこに本当ですとこの指定管理者制度の本来の趣旨からいけば、新たな業者さんにも入っていただいて、次のところに、新しい業者さんに入っていただいてやっていただくというところが筋なんでしょうけれども、実態としては既にもう別の業者さんが何年間もその現場でやっておられると、そこで蓄積されたノウハウであるとか経験でもってやっておられるのであれば、そこに新規参入をして新たに自分のやり方であるというところがなかなかできないということで、どうしても新しいところに行くところが少ない、入りづらいということだったと思います。

まさにそこがこの指定管理者制度の課題でもあるんですけれども、ただ見ようによってはどうしても契約期間が短いものですから、その間で各事業所さんが持つておられる独自のノウハウを本当にその現場に合わせて発揮するまでに、やっぱりこれも時間がかかると。そうすると、3年、5年、7年という期間でそれを全部発揮できるかという、これもまた難しい問題なんです。今、部長のお話だと、新規の方が後から入ってくるのが非常に難しいというお話でしたけれども、実態としては最初に入ったところも結構御苦労されていると。言ってみれば、自分のノウハウを新しく委託を受けた場所で発揮をしたいんだけど、ここも初めての経験なのでそれが発揮できるまでに時間がかかってしまうと。それで、気がつく、ようやくでき上がったと思っただころに更新ということになってしまう。ここが、互いに課題になっているところだと思います。

総務省のほうでも、この課題についてはさまざまデータをもとに考査をしているようです。今言ったように、その契約期間が短いと、指定管理期間が短いことからくる課題と。あと、それからどうしても期間が短いために、その期間内でその仕事を全部やろうと思った場合に、自分の会社の従業員だけで全部賄うことができればそれにこし

たことはないんですけども、どうしても足りない場合、別個にその場で雇わなくてはならない。でも、それも期間が短いために、どうしても短期的な雇用者を生み出してしまうという点も指摘がなされているようです。

あと、これは、最近では米沢市の指定管理者制度においては、極力、排除という言い方は変ですけども、コストダウンだけを求めるというのは避けるということは、以前にこれは私も聞いた記憶がありますし、ほかの議員が指摘をされて、その点については当局側としてもそれだけじゃないんだということを答弁されていたという記憶があります。ですので、あくまでもコストダウンのみを追うというものではないにしても、結局こちら側の指定管理料も年々財政が厳しくなっているという状況の中においては、逆に右肩上がり上げるわけにはいかない。むしろどうしても縮小せざるを得ないと。

そうなった場合に、その中で、受けたほうが自分のノウハウを発揮して、なおかつ優良なサービスを提供できるかという、これも難しいという現状があると思います。

こういったところを踏まえても、やはり今後、本市の官民連携を考えていった場合に、この指定管理者制度というものにやはり力点を置いてやっていかれるお考えなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○**島軒純一議長** 我妻企画調整部長。

○**我妻秀彰企画調整部長** 導入当初については、米沢市から民間の方がそういうようなことになったのかという市民の皆様方からのお声も若干ありました。しかし、今ですと、実際に施設を使用される市民の方々にとっても、もう親しんだと、通常のもの、制度であるということは、言葉ではなくて中身として感じていらっしゃると思います。実際に、指定管理者の方々には一生懸命施設の管理をやっていただいておりますので、制度の課題については一つ一つ、どこ

までやれるか難しいものもありますが、取り組んでいって、この制度については今後とも継続、そして新たなものがあれば積極的に検討をしていくべきものと考えております。

○**島軒純一議長** 海老名悟議員。

○**16番(海老名 悟議員)** 先ほども壇上で申し上げましたけれども、午前中の中村圭介議員の質問の中でもありましたが、これからの日本を考えた場合に、本市も当然含めてですが、どこか特例があるかということ、ありません。

国立社会保障・人口問題研究所、あそこのデータは過去にさかのぼってみても、当たっているというよりも、むしろ少し多目に見たデータです。過去20年にさかのぼって見れば、20年前に10年前を予測したのと、実際に10年前の人口を見れば、明らかに実際のほうが少なくなってしまうというのが実情です。

これから考えた場合に、このデータ以上に人口減少が進む可能性があるということを考えると、公共施設のサービスを提供しなくてはいけないというのは、自治体を運営していく上では必ずしていかななくてはならないというところがあります。でも、先ほどの公共施設等総合管理計画からいけば、面積を減らしていくことによって何とかそれをというお考えなんですけれども、私は、それだけでは追いつかない部分が出てくるのではなかろうかと思っています。

そういった意味においては、このPPP、官民連携というものについて、指定管理者制度のみならず、PFI、この導入においても、私は真剣に考えるべきではないかというふうに思いますけれども、改めてその点についてはいかがですか。

○**島軒純一議長** 我妻企画調整部長。

○**我妻秀彰企画調整部長** PFI、代表的なものは議員おっしゃるとおりであります。幅広くPPPというものについて、どのような施設の面という意味でも考えなくてはならないんじゃないかなと、そういう時期に来ていると思います。

公共が全て施設を持つと、例えば所有するというようなことだけではなくて、例えば民間の施設をお借りして公共がその機能をその中に持たせるといった考えも検討しなくてはならないと思いますし、さまざま幅広く検討して施設を継続すると、施設の機能を継続するというところでは、今後広い観点で考えていきたいと思っております。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) ぜひとも、これから先の本市を取り巻く環境、状況を見据えて、見据えるというよりもやっぱり予測することが大事だと思います。どういう社会になっていくのかということや予測しながら行政運営をしなくてはならないということだと思いますので、ぜひともこの点に関しましては、今後積極的に、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

では、具体的なところの話に入らせていただきたいと思っております。

そのPPPの中で、いわゆる官民連携の事業をやっている中で、PFI、言ってみれば、わかりやすく言えば、民間の資金力ですね、ありていに言えば。この資金力を使って、公的施設の建設から維持管理までやってもらうというやり方です。

このやり方については、先ほど申し上げたとおりここ数年で非常にふえています。いつか病院にこのPFIを導入しようとして、何件か全国で失敗してしまった事例があります。その関係で、あと東日本の大震災の影響もあったりして、このPFIについてはいつか停滞した時期がありました。その後完全なV字復活をして、ここ数年は物すごい勢いで伸びています。なぜかといえば、やはりこれは全国の地方自治体、皆抱えている問題です。もう既に人口減少が始まり、高齢化も進んでいる。産業の創出がなかなか進まなくて全て東京、中京圏にどんどん流れていってしまっている。そうしたときに、地方では直接入って

る身銭がどんどん減っている。となれば、自前で全ての公共事業をやりおおせるという時代は、もう私は終わろうとしていると思っています。

構図としては一緒ですね。今回の市庁舎建設なんかを捉えてもそうです。確かに国から22.5%の交付税措置がありますよという、変な言い方をすればエンジンを目の前にぶら下げられた状態で、今32年度末に向かってせっせと米沢市は走っている状態です。しかし、よく考えてみれば交付税措置されるのは22.5%です。残りの77.5%は何なのかということを考えれば、大半は地方債、市債の発行に頼らざるを得ないということです。これを全てこれからの事業に当てはめていくのかということです。私は到底無理だと思います。

人口が2045年で5万7,720人だそうです。それでも甘い見積もりと言われている状況です。それよりも減っている中で、どうやってさまざまな施設を、仮にその時点で20%床面積が小さくなっていても、それでも更新はしなくては行けない。だって、倒れそうな建物に集約して、そこで皆さんコミュニケーションをとってください、コミュニティをつくってくださいと言ってもそれはむちゃな話なわけですから。どこかでは必ず、狭くなっても、更新はしなくてはならない。つまり建てかえをしていかなくてはならない。それも全部自前でやる、自前で払う。いつかそれをやるというのは、非常に難しい話だと思います。

そこでなんですけれども、先ほど実際米沢市では、公営住宅、塩井町団地です。こちらをもう既にやっているわけです。そのやっている実績があるという点からいって、この実績に対しての何らかの効果検証とかは行われていますでしょうか。お聞きします。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 市営住宅のほうで導入した実績というようなことを御紹介させていただきますと、議員が述べられたとおり、1点目はコストの縮減であります。従来方式に比べまして、PFI

I方式は性能発注を基本として、設計と建設、そして維持管理まで一括して発注するようなことが可能なため、民間事業者の創意工夫などから、建設費や管理運営費のコスト縮減効果が得られたと評価しているところであります。

2点目は、これも述べられたとおりでございますけれども、財政支出の平準化であります。従来方式の場合は、建設代金を建設期間に全て支払うというようなところから財政負担がいつとき大きくなりますけれども、PFI方式の場合は契約期間全体にわたって平準化されるため、財政負担の抑制につながったのではないかとこちらのほうは見ております。

あと、3点目は、地元企業の活性化というようなことであります。お話しされたとおり、今後民間活力を生かした公共事業が広く普及していくことが想定される中で、民間事業者さんに新たな事業機会をもたらされたというようなことで、地元企業の育成と、そして経験に貢献できたのではないかというふうに思っているところであります。

そして、その一方でとなりますけれども、経験上、その反面というようなことでありますけれども、PFI事業は選定等の手続が複雑で多くの時間を要すると。さらには、財務・法務面を初め、従来方式とは異なる発注手続のため業務量が多くなるために、円滑に進めるにはアドバイザー、業務支援の委託が必要ではないかというふうに思っているところであります。以上であります。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) 今、建設部長がおっしゃったとおりのところで、先ほど私が言ったPFIのメリット、ずばりそこが入っているわけですよ。いわゆる建設コスト、言ってみれば財政支出を軽減、縮減することができる。そして、なおかつ地元の、今回の場合は建設業者さんになるわけですが、その業者さんに対して新たな事業と、それからさまざまな、言ってみればサー

ビスの開発等々についても、言ってみれば経験をしていただくことができているという意味では、非常にその効果はあるということですよ。

であるならば、今後、先ほどの壇上の答弁からいきますと、いわゆる市営住宅の建てかえという部分については、具体的な予定がないということですから、そこについてとやかくということはないんですけれども、ただ、今、国のほうでもその分野、PFIを適用できるという範囲をどんどん広げようとしています。今まではこの辺だったのを、もっともっと拡大して、いろんなところにPFIを導入できるように改革をしようとしています。

そういった意味では、建設部門であれば、その市営住宅のみならず、これからさまざまな部分において、言ってみれば道路、橋梁、そういった部分でだってあり得る話になってくると思います。

そういった点においては、今既に米沢市で唯一PFIについて実績をお持ちの部門でもあるわけですよ。そういったところからいけば、ある意味米沢市の先頭を切っていただいて、このPFIについてのさらなる利用、活用というものについて考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 先ほど、PFIの実績というようなことで、メリット等をお話しさせていただきました。建設事業、お話があったとおりいろいろあるかと思えます。やはりその中で、PFIによって仕様基準が格段に高い水準で持っていける事業ならばコスト縮減にも効果が発現することや、維持管理や運営部分の割合が厚い施設だと事業者の持つノウハウを十分に発揮する面が出てくるのではないかというふうに思っているところであります。

民間事業者のほうからは、今回の市営住宅の件で、施設維持管理費や施設整備の割賦金の事業収入が定期的に、そして安定収入として見込まれるメリットがある一方で、手続の複雑さや事業収益

が少ないなどの感想もお聞きしているところでもありますので、そういったPFIの、先ほどお話し申し上げました可能性調査とか、その建物の工種とか、その辺を十分踏まえながら、PFIについても考えていきたいというふうに思っております。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) そうなんです。PFI、メリットだけではなくて、その導入に当たっては、今の段階では非常に時間がかかってしまうというところがあるようです。ただ、以前に比べると、今その法律もどんどん改正されて、アクションプランも改定になって、非常にやりやすくなってきています。

そういった点からも、ぜひとも本市においても今後PFIの導入については、常に研究を怠らず、この事業には導入できるのではないかという目で見ていていただきたいというふうに思います。

では、ちょっと変わりました、先ほど学校の件。統合中学校が平成37年に今の予定ですと仮称南西中学校が建設される予定だということで、ただ今の時点ではそのPFI云々というところには入ってはいないと。当然だと思います。まだまだ地元説明会のほうが優先されるべきものですので、建て方についてどうのこうのということはないとは思いますが、ただ、こちら事前の導入までのある程度の時間が必要ということからいくと、逆に計算すると、まだ7年あれば、PFIの運営というところまで踏み込むものもありますが、単純にその建物と建物の維持管理、先ほど保守点検がされているというところもありますけれども、まさにその保守点検を、いわゆる学校の建物、施設に関してだけやってもらうと。当然、中身は、これは教育委員会と校長先生がやっていくべきものですから、そこまで立ち入ることはありませんので。

全国でも、教育施設、文化施設が圧倒的に実は

PFIが導入されている件数としては、その実績が一番多いのはこの部門です。そういった点からも、私は、まだ平成37年ということを考えれば、PFIを導入するための検討は少なくともできるはずだと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 今、議員から御指摘がありましたように、統合中学校、南西中学校のほうを整備するという際には、やはりPFIについても十分検討すべきかなというふうに思っております。

先ほどの答弁にもありましたように、その可能性調査などに時間を要しますので、できるだけ早くそういったような面も含めて研究をしていきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) ぜひとも、教育施設ではあっても、きちんとした建物で子供たちの教育を育んでいくという意味でも、その施設の管理は非常に重要になってきます。今でもやはり、思い出たくないような管理上の問題点も、過去には、ここ数年来たびたびありました。

そういったところも含めて、性能発注と維持管理に関しては、非常にこのPFIは事細かな点まで契約をします。今のやり方は、極端な話、毎年度契約を更新するというようなところも出ています。そういったところからいけば、PFI、最初に決めたどおりじゃないとだめだということも最近はなくなっています。むしろそのほうが柔軟に対応できるということで、SPCのほうもそういうように対応しているというところがふえてきています。

そういったところも含めて、ぜひとも今後の統合中学校、小中学校の再編という部分においても、このPFIを積極的に考えていただきたいというふうに思います。

最後になってしまいましたけれども、上下水道

の部分です。ここにおいては、きょうの新聞にも出ていましたけれども、し尿処理のところに関しては、下水の最終処分場との統合と、いわゆるミックス事業を検討しているということで、これはすばらしいことだと思います。これはぜひ進めていただきたいというふうに思いますけれども、その先ですよ。見ていった場合に、同じことなんです。人口が減れば、水道も下水道も使う人がどんどん減っていくということです。

そのところを考えながら、ただこれを見ると、民間が入ってこれるのかということ、この人口規模でどうなのかという問題もありますけれども、ただ私はそれを見据えても、またこれからさまざまな改革がなされると思いますので、ぜひともその点について、上下水道部としてのお考えをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 宍戸上下水道部長。

○宍戸義宣上下水道部長 先ほどは下水汚泥に関してのさまざまな事例が、全国で先進事例が多いということから、本市の検討の一部を御紹介しましたけれども、やはり下水道の処理場については、年間相当維持管理費も使っております。そういう中で、全国では処理場、ポンプ場、さまざまなそういった維持管理運転関係を民間事業者のほうに包括的な業務を任せるといような事例も、いわゆるコンセッション方式ということでありますけれども、これらについても浜松市の事例ですとかさまざま、それよりも小さい自治体、須崎市などの事例もございますので、さまざま検討し、下水、上水、こういった大きな施設関係を長く維持管理をしていく効率的なものというのは、常に考えていかなければならないというように思っております。

○島軒純一議長 海老名悟議員。

○16番(海老名 悟議員) 今は、きょうは建設部門と教育施設、そして上下水道部門、具体的にはその3点、3カ所についてお聞きしましたけれども、私は市の行政においては非常に幅広くこの

PFIは導入できる部門がたくさんあると思っています。単に公共サービスの提供という点からいけば、もっともとあるはずなんです。そういった点からも、ぜひとも全市横断的にこのPFIの導入については、ぜひとも常に前向きに考えていただいて、これからの米沢市の行く末を考えながら見ていっていただきたいというふうに思います。

最後に、1分しかありませんけれども、市長、このPFIについてお考えをいただければと思います。

○島軒純一議長 中川市長。

○中川 勝市長 PFIであろう、PPPであろう、私の考え方としては、民間でできるものは民間で、地元でできるものは地元でと、そういった方向性でいろいろこれからも検討してまいりたいと思います。

○島軒純一議長 以上で16番海老名悟議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時06分 休 憩

午後 2時15分 開 議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、小中学校、保育園等における青少年赤十字活動の推進について外1点、2番工藤正雄議員。

〔2番工藤正雄議員登壇〕(拍手)

○2番(工藤正雄議員) こんにちは。櫻田門の工藤正雄です。

本日は大勢の方に傍聴に来ていただきました。今回の質問は、米沢市の喫緊にかかわる問題解決を迫るような一般質問がございますので、当局のほうの実のある答えのほどをよろしく願います。

会派名の櫻田門ですが、桜田門は上杉藩の江戸上屋敷があったゆかりの地名です。鷹山公が米沢藩主として藩の窮状を救う大改革の知識を身につけられたスタートのところであり、米沢に來られさまざまな偉業をなし遂げられました。櫻田門を我が会派の名称とし、本市の発展を目指そうと願いを込めました。

去年、一般質問ができない議会選出の監査職の立場を離れてから、今回は4回目の一般質問になります。今回まで、本市中心部から以南の発展について、地域住民活動について、景観形成重点地区の指定についてや除雪対策、米沢ブランド、寿山荘廃止のこと、建設業の労働環境改善についてなど、市民生活に直接かかわりの大きい部分で当局の考えをただし、少しでもよい方向へ前進するのを目指しました。

今回は、精神文化の向上にかかわる項目2点を挙げ、行政当局の考えをお聞きし、私からの考えも交えながら一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初の質問の項目は、小中学校、保育園等における青少年赤十字活動の推進についての(1)小中学校、保育園等の活動状況を把握しているかです。

青少年赤十字、JRCは、世界中の国に広まっており、日本では保育園、幼稚園から小中、高校まで加盟し、それぞれの経営の中でさまざまな活動を実践しています。

2008年の資料ですが、赤十字の活動は、世界90%以上の186カ国で展開され、本当の思いやりを身につけるため赤十字の理念を学び体験しています。本市の将来を担う子供たちも、日常の生活の中で本当の思いやりの気持ちを育て、ともに生きる社会を学び、人格形成に役立ててもらいたいものです。人を大切にして相手を思いやる精神が、今の社会で問題となっているいじめや自殺の防止にもつながっていくのではないかと思います。

そこで、現在山形県内の青少年赤十字に加盟し

ている学校、保育園、幼稚園、また本市の加盟学校・園の実態はどうなっているのかお聞きします。

同じ項目の次の質問に移ります。

(2)小中学校、保育園に、青少年赤十字の理念を導入できないかです。

学校教育と青少年赤十字の関係について、昭和42年1月に当時の文部省は見解を出しております。青少年赤十字への加盟に関することと、青少年赤十字の提供する教材の利用について、2つの疑義に対しての回答は、「日本青少年赤十字は、その沿革、目的、性格及びその実情よりみて、青少年の健全育成活動を行う団体と認められるので、公立義務教育諸学校においても、児童生徒が保護者の同意を得てこれに加盟するよう、教育的配慮のもとに指導することは差し支えない」。また、教材の利用についても、「校長が、学校教育の目的を達成するうえに有効であると判断した場合は、日本青少年赤十字が提供するものを学校教育の教材として利用することは差し支えない。この場合、学校管理規則の定めるところにしたがって、教育委員会の承認を受け、また届出をなすことが必要である」と示しています。

青少年赤十字を取り入れるには、それぞれの学校や園の実情に合わせ生かす工夫がなされればよいと思います。全校、全園において児童会、生徒会、保育園、幼稚園の全ての児童が参加する形態や、一部の学年、あるいは学級単位の参加、保育園、幼稚園でいえば年長クラスだけ参加したり5歳児クラスだけ参加するという形態。また、学校でいえば、6年生だけ参加したり、ある1つの組が参加する形態。それとクラブ活動の一つとして組織をつくり希望する生徒によって参加の形態等が考えられます。このように、青少年赤十字の取り入れ形態はいろいろ考えられます。

青少年赤十字の実践目標は、第5次山形県教育振興計画の狙いと合致しており、各学校においてその実践のための具体的な指導に役立てることが出来ます。

学校経営等の課題に関連して、青少年赤十字は十分に応えることができると思いますが、当局はどう考えておられるか。また、青少年赤十字の理念を導入できないか、お聞きします。

次の項目の質問に移ります。

米沢市芸術文化協会の役割についての（１）ナセＢＡ整備後の米沢市芸術文化協会の役割をどう捉えているかです。

２年前の平成28年10月に米沢市芸術文化協会、芸文協と総務文教常任委員会で意見交換会を開催しました。テーマは、今後の米沢市芸術文化振興策と米沢市芸術文化協会の将来像についてです。

さまざまな問題をお聞きしました。課題として挙げられることは、協会消滅の危機として、超高齢化や活動意欲の衰退、無縁化で退会者の増加による財務基盤の脆弱化、次世代若年層の不在で活力低下、事業維持の機能不全・不能化、そして加盟団体の協会所属メリットへの不信から解散消滅の危機で芸文活動推進によるまちづくり意識の低下等です。それらは、あるときから加速的に進行すると懸念されていました。

その問題を解決する手引き、意識改革に、芸文協の組織体制の見直しと規則の改正、事業のあり方及び運営の見直し、財務基盤強化、会員増強の方策検討、文化村づくり、ナセＢＡ新ギャラリー利用の推進等を挙げて、事業全般を見直す事業部会、持続可能な協会づくりのための規約改正部会、組織強化を図るための法人化部会の３つの作業部会に分かれ、問題の検討に取り組まれておられるそうでした。

米沢市芸術文化協会の抱えている問題は山形県においても文化芸術をめぐる状況は同様で、地域の伝統文化の担い手を含め、文化芸術の活動に取り組む人が減少している。このため県はこれまでの取り組みに長期的視野に立って、伝統文化の担い手、指導者の育成、文化による郷土愛を醸成するための新たな取り組み、観光、産業に文化的資

源を生かすための展開を考えた取り組みが求められるものとして、平成28年度から平成37年度までの山形県文化振興プランを策定されました。このように、山形県ではこれからの状況を見通して取り組みが出されています。

本市としても、米沢市芸術文化協会の抱えている問題に対して、将来を見据えたビジョンある対応策が必要だと思います。今までの実績ある経営に対し、芸文協をどう評価され、米沢市芸術文化協会の役割をどう捉えているか、当局のお考えをお聞かせください。

次に、同じ大項目の最後の質問に移ります。

（２）芸術文化活動を通じ、高齢者の健康づくりに取り組んでもらってはどうかです。

本市が目標にしている健康長寿日本一にも関連する高齢者の健康づくりですが、芸文協が扱う市民ギャラリー事業運営には、絵画、工芸、書道、写真の展示部門、演劇、音楽、邦楽、ダンスのステージ部門と、文学歴史部門があります。人間誰もが加齢に伴い視力、聴力、体力、脳力の衰えがあらわれます。超高齢化現象により、社会状況がどのように変化していくかわかりませんが、移り変わる状況を少しでもよくなる方向へ選択できる環境の整備が必要と考えます。これからは、「アDOIハ」と諦めず、「カンケーネ」と背を向けずに、芸文協のアートにさまざま衰えた体力や脳力を有効に働かせ、気力をフルに使って励んでいただければ、日常生活も健康に過ごせるのではないかと考えます。

芸文協は、先ほど述べたとおりたくさんメニューを持っています。芸文協の持ち味を生かし、高齢者の健康づくりに本市が一緒になって取り組めないか、当局のお考えをお聞きします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○島軒純一議長 大河原教育長。

〔大河原真樹教育長登壇〕

○大河原真樹教育長 初めに、小中学校、保育園等における青少年赤十字活動、以下JRC活動と申

し上げますが、その活動の推進についての御質問にお答えいたします。

山形県全体のJRCへの平均加盟率は、小学校が35.9%、中学校は46.4%となっています。

本市における小中学校の加盟状況ですが、平成29年度のデータでは、小学校では18校中6校が加盟しており、加盟率は33.3%となっております。また、中学校は8校中2校が加盟しており、加盟率は25%であります。

他の自治体では、山形市は小学校が36.1%、中学校が46.7%、酒田市は小学校が13.6%、中学校が12.5%となっております。地域によって差がある状況であります。

なお、保育園等では、本市では公立保育園2園と民間立保育園1園が加盟し、消防パレードへの参加や養護老人ホーム星の村の訪問等を行っているとのことであります。

小学校では、広幡小学校で全校生がボランティア活動として春と秋に地区の千手観音菩薩の境内の掃除を行っており、三沢東部小学校では猿害対策で活動している地域組織、柿もぎ隊の方々と一緒に3年生から6年生が柿もぎの活動を行っております。

また、中学校では、第一中学校で、東部コミュニティセンターと合同して、「おにいさん・おねえさんとあそぼう」という事業を実施し、中学生と地域の子供たちとの交流を長年継続しております。

さらに、第五中学校では、JRC防災教育プログラムを活用して、映像資料やワークシートを用いた防災教育を行い、生徒の防災意識を高めるとともに、ひばりが丘幼稚園や障害者支援施設梓園、国立病院機構米沢病院と一緒に花いっぱい活動を長年続けているほか、ひばりが丘幼稚園の園児に生徒が松ぼっくりツリーをプレゼントする活動を毎年行っており、地区内の交流を深めております。

本市の小学校、中学校の加盟率が低い要因とし

ては、各校において人権教育や租税教育、ボランティア活動、花いっぱい運動、地区のコミュニティセンターとの合同事業など、同じような活動が行われており、学校において改めてJRCへ加盟し活動する必要感が感じられないことや、既に年間計画に沿った教育活動が組み込まれていることなどが考えられます。

これまでも、関係団体から学校に対し、説明やPRが行われておりますが、加盟については任意であり、校長が校内の実情を考えて判断をすることになりますので、御理解をいただきたいと思っております。

参考までに申し上げますが、小学校の加盟校は西部小、万世小、三沢東部小、広幡小、上郷小、松川小、中学校は一中、五中でございます。

次に、小中学校、保育園などにJRCの理念を導入できないかという点にお答えいたします。

JRCが実践目標としている健康・安全、奉仕、国際理解・親善は、今求められている人間力を育むことを中核とした第6次山形県教育振興計画のテーマ、「つなぐ～いのち、学び、地域～」と合致しております。

また、JRCの理念は、学習指導要領の趣旨とも重なりますので、既にその理念を学校教育の場で導入していることとなります。

友好親善の精神は、特別の教科道徳で、親切、思いやり、友情、信頼について考えることにつながります。地域社会や世界のために奉仕することは、特別活動でボランティア活動を行っていることに結びつきます。命と健康を大切にということについては、体育科や家庭科、生活科等で学習しております。

例を挙げますと、南原中学校では、生徒会活動で高齢者への花のプレゼント活動を行っております。生徒が高齢者世帯一軒一軒に花を届けに伺い、高齢者に大変喜ばれているとともに、生徒と高齢者とのつながりが生まれています。

第三中学校では、ひとり暮らしの高齢者の方々

に年賀状を送っています。これもまた大変喜ばれております。

繰り返しになりますが、学校教育の中では、学習指導要領の趣旨と重なるJRCの理念を既に導入し、各学校で工夫した授業や教育活動を行っているところであります。

次に、米沢市芸術文化協会の役割についての御質問にお答えいたします。

初めに、ナセBA整備後の米沢市芸術文化協会、以下芸文協と申し上げます。その役割をどう捉えているかではありますが、芸文協は本市の芸術、文化の向上に寄与することを目的に市内で活動する芸術文化団体の連携を図る組織として、昭和39年に米沢文化懇話会として発足し、平成11年には現在の米沢市芸術文化協会と名称を改めて活動しており、ことしで54年の長きにわたり本市の芸術文化振興の中心的な役割を果たしている団体であります。

平成28年7月に開館しましたナセBAは、総合的な施設管理や上杉博物館等文化施設との連携等が必要であることから、米沢上杉文化振興財団を指定管理者として運営を行っております。

しかしながら、市民ギャラリーの展示事業については、長年多くの展示事業を実施している芸文協と連携しなくてはなし得ないことから、芸文協に一年間を通じた米沢市民芸術祭事業を委託するとともに、指定管理者が行う市民ギャラリー自主事業の一部展示会の企画運営を担っていただいているところであります。

さらに、芸文協主催の展示会やその他個々の文化団体等の展示等により、市民ギャラリーは稼働率も約90%と高い状況になっておりまして、年間を通してほぼあきがないほど有効利用されております。

特に、ことしで54回を迎えた米沢市民芸術祭には、展示、ステージ部門で、毎年60余りの個人・団体の参加があり、その数は他の自治体の芸術祭に比べ格段の多さを誇っております。このことは、

芸文協が長年にわたり市民芸術祭の企画運営等に先導的役割を果たしてきた結果であり、芸文協が本市の芸術文化振興の中心的役割を担っていただいている成果であると感じており、感謝をしているところであります。

このように芸文協につきましては、今後とも本市の市民による芸術文化活動の中心的な存在であると捉えております。

次に、芸文協の課題への対応についてお答えいたします。

芸文協は、例年、市民芸術祭の企画運営、市民ギャラリー自主事業への参画、「米沢文化」の発刊、文化功労者等の顕彰等の事業を実施しておりますが、議員も御指摘のとおり、近年は加入団体や個人の高齢化とともに、会員数の減少等の課題を抱えていると伺っております。

こうした中、芸文協ではことしから3カ年にわたり、県の芸術文化協会から、学童保育所に通う児童を対象とした総合型文化クラブモデル事業の委託を受けて事業を実施する予定であります。この事業は、市内の4カ所の学童保育所に通う子供たちが、芸文協会員と一緒に華道、茶道、絵画、詩吟、邦楽、民舞等の活動を体験してもらい、早い時期から伝統的文化に興味を持つ心を育て、次の世代へ文化継承をしていこうという事業というふうにお聞きしております。

この事業によって、子供の親世代にも芸術文化活動に興味を持ってもらうきっかけとなり、活動の範囲を広げていけるのではないかと期待をしており、市としましても従来に増して連携をとっていきたいと考えております。

これまでの、地域の中から芸術文化を広げるだけでなく、今後は教育の中に地域の芸術文化活動を少しずつ普及させていくことが必要であるという芸文協の強い思いを感じるとともに、市としましても引き続き芸文協とともに本市の芸術文化の振興に努めてまいりたいと思っております。

次に、芸術文化活動を通じ、高齢者の健康づく

りに取り組んでもらってはどうかとの御質問にお答えいたします。

まずは、芸術文化活動は、生きがいつくりや心の健康維持に大いに効果があり、その輪を広げていくことが大切だと思っております。芸文協が組織として取り組むのは、なかなか難しいかと思えますが、芸術文化活動は、お茶、お花、将棋、囲碁、絵画、書道、合唱、カラオケ、映画鑑賞など、広範にわたります。体験の機会も、鷹山大学の講座やコミュニティセンターのほか、民間の教室など、さまざまにありますので、高齢者のみならず多くの市民の皆様が芸術文化活動に触れていただき、心の健康、生きがいつくり、そして健康長寿日本一につなげていただければと思います。

私からは以上です。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） 壇上の質問の順番に従って、またお聞きしたいと思います。

JRCのことですが、この加盟率、県と比較した場合の本市の加盟率、自分としてはやっぱり県内でも半分以上というふうなところもないし、それはどうだかと。あと、そんなところで、この米沢市の加盟率からいって、どうこの数字を思われるか。地域によっての差があるというふうなことも今お聞きしましたが、実際、この米沢市の加盟率はどう思われるか。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 教育長の答弁にもありましたけれども、この青少年赤十字に加盟しなければならないということではありませんで、やはりボランティア活動でありますとか清掃活動などについては各学校で取り組んでいるところがあります。青少年赤十字の事務局の方も学校を回っていただいて、どういう趣旨でやっているのかという説明はしてくださっているところでありませぬけれども、その強い「それではやろうか」というところになかなかならないのが実態なのかというふうに思っております。

それで、本市の加盟している学校につきまして、最近加盟した学校もあれば、30年も前から加盟しているところもあつたりしてさまざまであります。

きょう、今回このような提案もいただきましたので、議会でこのような話題があつたこともあわせて、校長会のほうでもなおこの理念だとか、この青少年赤十字の活動について紹介したいというふうに思っております。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） 壇上で、私のは古い資料でしたので、第5次と申しましたが、現在は第6次ということで。それで、その内容がJRCの実践目標と学校の活動、やられていることが似ているということで、それは完全に似ているというふうなところではないと思います。大体、アバウトに似ているというような感じで、だけれどももっと詳しくJRCを知れば、どこか学べるようなところがあるんじゃないかなと思われませんが、その点あたり、どう考えられますか。その学校に、学校の特性というか、それを任せて、そのままされるというようなこともあると思いますが、やはり米沢市全体で共通するようなJRCの理念というか、それを全体で学ぶというふうなこと、どうでしょう、それは。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 各学校におきましては、それぞれの学校の地域の特性に応じまして、さまざまな特色ある教育活動を展開しております。先ほども答弁にありました租税教室だとか人権教室もそうですし、例えば学校林の活動だったり、さまざま地域とかかわった活動をしておりますので、さまざまなプログラムの中から各学校が選んで、その学校の特色やら、児童の実態に合わせた教育活動を展開しておりますので、全市一斉に加入ということはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

ただ、今回私もこの内容について詳しく見たと

ころ、私としてはこの加盟をすることで、例えば加盟式をやってワッペンをもらうなんていうことで、加盟した学校の児童生徒がその意識を強く持つなんていうよさもあるのかなんていうふうに感じたところでもありますので、なお各校長にもお話ししながら、そのよさについて少し勉強したいというふうに思います。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） JRCの考えとか根底にあることが、人道的、命の大切さとか、第一次大戦のときに戦時下の兵士に対して子供たちが慰問品を送ってやったというふうな切実なそういうふうな基本理念があると思います。そういうふうなことを尊重すれば、今壇上でも申しましたが、社会でも問題になっているいじめ、自殺、そんな防止につながるのではないかなど。なかなかそこまで学校で、事業活動というか目標にしてそこまでやって進んで入り込んでやっている学校というのは、なかなか少ないのではないかなと思うんですけども、その辺あたり、やはりJRCの理念を十分に理解し、広めるようなことも必要ではないかなと思いますが、どうでしょうか。先ほどと同じようなあれですけども。

○島軒純一議長 佐藤教育指導部長。

○佐藤 哲教育指導部長 昨今、いじめ等の問題もかなりクローズアップされておりまして、学校のほうでは大変重い課題として受けとめておるところであります。主に道徳だとか、特別活動だと思えますけれども、そうしたいじめの防止、または心の教育というところを大事にしているところあります。

今、御指摘の青少年赤十字の基本的な考え方ですとかそういったところも非常に参考になるところでありますので、さまざまな資料、パンフレット等あると思いますので、そういった指導の際に役立つのも一つの手かと、そのように考えております。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） なかなか急にそれに入り込めると、JRCの理念を導入するというのもなかなか難しいと思いますが、そういうふうなことを広めながらも、学校の子供たちが健やかに成長していくような活動をやってほしいなと思います。

次の質問、大きい2番の芸文協のことではありますが、いろいろ子細、詳しいことは壇上で申しましたが、質問席では具体的に少し進めるような感じでお聞きしたいなと思います。

一番初めに、私がこの芸文協のことを一般質問に取り上げようと思ひまして、ナセBAに参りました。ナセBAには、オープンしてから何回かお邪魔しておりましたが、芸文協の事務所にお邪魔するのは初めてでありまして、そしてこの事務局、事務所に行ったときにびっくりしました。これが芸文協の事務所になっているのかと。その施設の管理をやっているところと同室で、ワンフロアで、あとただつい立てで仕切られていて、そこでただの施設内の事務処理だったらあれでも間に合いますけれども、先ほど言ったとおり芸文協に米沢市で任せているいろんな事業があります。それを消化するには、あのスペースで間に合うのかと。いろんなやられている芸文協関係の方が大勢いると思います。3,000人ぐらいおられるというふうなことです。そんなところで、あんな施設管理室の脇にというか一緒のフロアで、あそこでやっつけられるのかなというふうに感じました。

あと、もう一つ感じたことは、事務職の方。事務職の方は、午前中はおられないと。午後から出てこられるということで、いろんな話し合いが限られていると、時間が限られていると。やはり年間、先ほど教育長が申されたとおり、このとおりの事業があるわけですから、それをいろんな事務手続するには、その時間、制約された午後からの時間だけでなく、しっかりした一日の仕事ができるような事務職の方の体制づくりが必要ではないかなと思いました。

その私が2点感じたことに対して、どう思われますか。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 御指摘がありましたナセBA市民ギャラリーの事務所、管理事務所の中に芸文協の職員の方がいらっしゃるというところでございますけれども、芸文協の事務職の方にそこにおいていただくというのは、先ほども教育長が答弁申し上げましたように、さまざま市民ギャラリーでの事業を円滑に行うために、そこに芸文協の職員の方においていただくというような意味合いでございます。

それで、芸文協の主体としては、別な場所に事務所があるということでございます。

さまざまな芸文協の中での会議であったり、集まりという部分については、ナセBAの中の体験室であったり、オープンギャラリーなどを活用していただいて、ナセBAの中で芸文協の会議などもしていただけるような配慮をさせていただいているところであります。

また、事務職の方の雇用につきましては、これは芸文協の中での雇用でございますので、市としてはそこについて特に今までかかわってはいないという部分でございます。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番(工藤正雄議員) 今、最後の答弁ですが、芸文協の問題というか雇用であるという。実際、ほかの自治体を見たときに、この事務局を行政がやっているというところ、結構あるんですね。そして、あと芸文協がいろんな事業を引き受けた場合に、それなりの指定管理者とかそういうふうな立場で受けられているというふうなことがあります。米沢市芸文協は、ナセBAがオープンして、それからあと上杉財団のほうに指定管理者が移られたということで、それまで芸文協でいろいろやってきた市民ギャラリーの全面的な事業活動というか、そしてそれに米沢市民芸術祭、これは市のほうから事業費というかを委託されて全

面的にやられているわけですが、その市民ギャラリーでやられる事業も、一部芸文協のほうで受けられていると。やはりそれを全面的にやれば、指定管理者の側の考えとまた別に、芸文協のいろんな方がおられますから、そのやり方も全然工夫ができて、まだまだ深みのある事業展開ができるのではないかなと思われませんが、その辺、指定管理者を外され、そしていろんな面で財務的にも苦しくなってきたというふうなこともありますので、その辺、これから米沢の文化芸術をお願いする団体としては、何か頼りない市のほうのやり方というか、もっと工夫して芸文協にしっかりとお願いできるような方法があるのではないかなと思いますが、ここはどう思いますか。これからどうされるというか、方針としては。当局は。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 先ほども答弁をさせていただいておりますけれども、芸文協につきましては、やはり米沢市の芸術文化を振興する上で非常に重要な組織であるというふうに認識をしております。芸文協のみならず、さまざまな個人で芸術文化活動をされている方であったり、上杉文化振興財団であったり、さまざまな団体・個人の方がいらっしゃいますので、そういった方々が力を合わせて米沢市の芸術文化活動がますます活発になるような体制づくりというのは、今議員もおっしゃられたように非常に大切なというふうに思っております。

その上で、市がどういったような役割を果たせるのか、または芸文協として自立していただくためにどのようなかわり方が必要なのかという部分については、今後さらに検討していきたいというふうに考えております。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番(工藤正雄議員) 事務局の事務所が狭隘で、その施設の管理事務所同居しているというふうなあれで、実際そこでいろんな活動ができませんから、サテライトというか、文化村づくりに関

連するような感じで、ほかの施設、民間施設を実際お借りしてやっているわけですが、それもやはりいろんな財政の事情から、今有効に使っている場所から、近い将来出なければならぬのではないかなというふうに心配されているわけですが、芸文協が入れる公的施設があれば……、現在の事務局のある事務所は現場事務所というような感じで十分でしょうが、いろいろ会員の方がお話しできるような、事業を検討されるような場所というふうなところも必要だと思いますが、そんなところは公共的施設にあるかどうか。なかなか厳しいと思いますが、その辺どう考えられますか。実際、あの事業運営はできないというような事務所について、どうでしょうか。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 ちょっと繰り返しになりますが、あのナセBAの市民ギャラリーの事務所に芸文協の職員にいていただくのは、あくまでもその展示事業をする上で芸文協のさまざまなアドバイス、関与をしていただくために職員のスペースをとらせていただいております。指定管理者以外の団体がその施設の中を占有するということは、基本的にはないわけでございますので、そういった意味であくまでも芸文協の活動をナセBAの中でさまざま展開していただくために、市としては配慮をさせていただいているものであります。

先ほども答弁させていただきましたが、ナセBAの中の施設につきまして芸文協のさまざまな会議、打ち合わせなどで使っていただくに当たっては、最大限の配慮をさせていただいておりますし、ナセBAから離れた場所で、別な場所で会議をするよりも、そちらのほうがいいというお声もいただいておりますので、我々としては芸文協さんの意向に沿って、十分ではないかもしれませんが、できるだけ配慮をさせていただいた対応をさせていただいているところであります。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番（工藤正雄議員） 当局の配慮から、ナセBAの中の施設があいているときに芸文協の話し合いに使わせていただくという、そういうふうな感じでなく、いつでもフリーな時間に集まれる場所というか、集まるときに時間を設定しなくてはならないというふうなことでなく、いつでも集まれるような場所が必要だと私は思います。

この今年度30年度の市民芸術祭、芸文協に任されている事業ですが、これをずっと数えてみました。77ぐらいの事業があります。そして、場所がまだ未定となっている2つもありますが、このチラシにあります、この半分、ここまでが米沢市民ギャラリーで行われるというふうなことで、やはりそれを市民芸術祭の采配をするのは芸文協ですから、あそこに事務所があるというのはまず大変結構なことだと思いますが、そして先ほど言った自由に芸文協の方々が来て話し合える場所、そして仕方なしに近くの民間施設を借りられたというふうなことです。そこはあと財政上、出ていかなければならないというふうな危機ということです。

そういうふうな場合に、市のほうから何か借り上げ料というか、少しでも今の状態が維持できるように、家賃の借り上げ料の支援というか、そんなふうなことはできないでしょうか。そうすれば、ナセBAの近くで自由に芸文協の方が話し合える場所があるとなれば、また将来、これからの芸文協の活動が活発になるのではないかなというふうに思われますが、どうですか。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 今、議員からお話があったことにつきましては、私のほうでも若干お話をお聞きはしているところであります。でありますけれども、財政的な支援につきましては、さまざまな条件というか検討すべきことがございますので、この場ではちょっと即答できませんので、なお今後芸文協さんのほうともさまざまお話をお聞きしながら、対応させていただきたいという

ふうに考えております。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番(工藤正雄議員) 今の部長の答弁を前向きな答弁だと思って捉えておりますので、よろしく御検討のほどお願いしたいと思います。

実際、商業ゾーンとしては経済的効果は余り出ていないかもしれませんが、文化ゾーンとした場合には、かなりの人が来られて、そして人間としての交流ができています。人間同士の交流というか、精神面での成果というのは、経済効果ではありませんが、かなり出ていると思いますので、これからそういうふうな感じで、ナセBAを進められて、運営されていけばいいなと思っております。

あと、最後の質問ですが、高齢化による芸文協のほうのお手伝いというような感じで、人生100年というふうな時代になっていると。実際、この芸文協でも、あとほかの市民団体でも、高齢化が原因で退会されるということもありますが、しかし芸術をやっている美術家の中に、100歳を超えて頑張られている方がいっぱいおられると、全国的に見て。そして米沢市でも、亡くなられましたが、104歳まで高森務先生が、ずっと絵画のほうだったり、いろいろ活動をされていたというふうな。考え方がすごく前向きで、そして全国におられる高齢者で美術家、芸術家でも、心の中には未開な部分がまだまだあると。100歳を超えてからも、そういうふうな面でその心の未開な部分にくわを入れて、自分がこれからもまだまだ美術活動に前進していくというふうな考えの方。あと、100歳を超えてだんだん絵がわかってきたというふうな方。人生毎日初体験というふうな気持ちで、文化芸術というかそういうふうな活動をされている方。そういうふうな気持ちの持ち方で、やはりこの健康長寿というか、そういうふうなこともできるのではないかなと。

最初に申し上げました体力、脳力が落ちたからそれに合わせた手の動き、筆で絵を描いたり、あと頭でいろいろ文を考えたりというふうなこと

だけでなく、芸術関係に携わればこれからまだまだ前向きな考えになって創作意欲というか、それが湧き出るのではないかなと。そういうことはやはり一般の方でも気持ちがそういうふうになれるのではないかなと思います。そして、米沢市が健康長寿日本一、人生100年というふうな感じでやるとすれば、芸文協のかかわる部分もかなり大きなものが、ある一面ではあるのではないかなと思います。そういうふうな何かを一般の市民の方に勧めていくに、当局としても何か考えがあればというか、その辺お聞きしたいと思います。

○島軒純一議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 今、議員からいろいろお話がありましたように、やはり創作活動をしていくということで、やはり脳を使うことで活性化をして老化防止をしたりというようなことで、健康につながるという部分は非常に大きいかなというふうに思います。子供からお年寄りまで健康で生活をしていただく、生きがいを持った生活をしていただくために、芸術文化活動も非常に重要なものだというふうに思っております。

そういった中で、先ほどもありましたように、芸文協さんには非常に多くの方々がいっぱいいますし、さまざまな技術を持っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、そういった方々のお力をおかりして健康長寿のさまざまな事業ができるように、これから協議をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○島軒純一議長 工藤正雄議員。

○2番(工藤正雄議員) やはりその一つのヒントとして、工夫として、芸術文化活動がある。それが健康長寿に結びつくのではないかなと考えられますので、その面もいろいろ、やはり行政側がこの主導をとっていただいている程度進めていただきたいというふうなことを要望いたしまして、私の一般質問を終えます。

○島軒純一議長 以上で2番工藤正雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時20分 開議

○島軒純一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○島軒純一議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにいたします。

次に進みます。

一つ、労働力の確保と継承を図るには外1点、10番鈴木藤英議員。

〔10番鈴木藤英議員登壇〕（拍手）

○10番（鈴木藤英議員） 皆さん、こんにちは。

一新会の鈴木藤英です。

本年度最初の定例会、6月定例会が始まりました。一般質問初日のトリということで、眠くならないように質問をしていきたいと思っておりますので、当局の皆様にもどうぞ明確な御答弁をお願いしたいと思います。

さて、昨日はアメリカのトランプ大統領と北朝鮮のキム委員長の歴史的会談と調印が行われましたが、内容的には具体的な条項が乏しく、やや肩透かしを食ったというような表現も各新聞で見受けられるような出来事がありました。しかしながら、朝鮮半島情勢が非核化と安定へ一歩前進したことは大きな成果ではあったのではないかと考えております。今後は、北朝鮮に拉致された方々の早期帰還と事実の検証が求められます。北朝鮮に対してはしっかりと対応を求めていき、一

日も早い解決に向け交渉を進めることが望まれます。

さて、今回の私の一般質問は、一つ、労働力の確保と事業の継承を図るにはです。

昨今の各業界の人手不足、働き手の確保が困難になってきている状況は非常に危機的なものになってきていると言わざるを得ません。1次産業の農業分野においては、農地の担い手が不足し、耕作放棄地の増加にもつながっておりますし、2次産業の製造業、3次産業の販売、サービス業分野でも著しく人材不足が叫ばれています。

これは全国的に顕著な例であり、ここ米沢に限ったことではありません。少子高齢化により定年等で現場を離れる退職者の数より、新たに労働力となる若い人材が圧倒的に少ない現状が根底にあると思われまして、働く側においても正社員での雇用を希望するため、短期的なアルバイトでの就労は敬遠される現状があると見られます。

それは、データでも裏づけられており、全国の今春の大学卒業者の就職希望者の内定率は過去最高の98%となっており、7年連続で上昇しています。

高校生においては、全国の生徒106万人のうち、約18万8,000人が就職を希望し、内定率は90%台後半となっております。各都道府県において差があるようですが、北陸の富山県においては99.9%、最も低い沖縄県では93.7%という状況となっております。

さて、では有効求人倍率ではどうでしょうか。山形県内では4月の数値で1.61倍という数字が報告されており、各企業や事業所においては事業を拡大しようにも人材が集まらなくて、売り上げや利益の確保が思うようにいかない状況であることがうかがえます。

労働力不足の現状について、本市としてどのように把握されているのかお尋ねいたします。

また、あわせて、この現状に対してどのような施策を持って解消していくお考えなのかお尋ね

いたしたいと思います。

さらに、労働力の不足は経営者側にも言えることで、事業の後継者が見つからないことから会社としての営業を中止し、従業員を同業他社へ移籍させたり解雇する、会社を閉鎖するというような事例が昨今聞かれるようになりました。小規模であったり零細である企業で多い事例ではありますが、従業員もいて安定的な経営を続けてきた利益を出せる事業所が、新たな課題を突きつけられている状況にあります。本市内での事業継承の問題点、また後継者の確保の現状についてお知らせいただきたいと思います。

次の質問項目は、自然災害に備えるまちづくりについてです。

本市においては、さきの東日本大震災のような大規模な災害、また大雨や地震、暴風、火山の噴火などは今まで余り経験がなく、強いて言えば冬期間の積雪により市民生活に支障を来すことが挙げられるのではないかと思います。

しかし、この日本の国土において、いつ何どき大規模な災害が本市で発生してもおかしくない状況にあることは間違いなく言えることであります。いつ災害が発生しても迅速に対応し、被害を最小限に食い止め、多くの人命、市民の財産を確実に守り抜く体制を構築する必要があると言えらると思います。

本市において災害が発生した場合における本市の業務継続計画は出されておりますが、市民一人一人の自主防災、自治防災の観点からお尋ねいたします。

市民の防災に対する意識を一層向上させるためには、今後何が必要だとお考えでしょうか。また、一旦事があったときに、被害を最小限に食い止め、どのように人命を守っていくのか、市民の生活を守っていくのか。それについてどのような体制をしいて備えておられるのかお尋ねいたします。

また、現在ハザードマップ等により、大雨などが発生した場合、土砂災害の危険地域が指定され

ており、あわせて被害の発生を食い止めるために各種のインフラの整備、また水路や砂防ダム等の工事、河川整備も行われております。

しかし、災害が発生すれば甚大な被害が予想される地域に対しては、特に警戒を必要としますが、市としてほかの一般の市街地並びに平穏な地域と区別した場合、ハザードマップ上指定されている地域においてはどのような取り組みを行っているのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私から、1の労働力の確保と継承を図るにはについてお答えいたします。

商工業の分野と農業の分野に分けて答弁したいと思います。

初めに、商工業に関して、市内事業者における人手不足の現状についてであります。まず雇用の状況につきましては、厚生労働省発表の「一般職業紹介状況について」によりますと、平成30年4月の全国の有効求人倍率は1.59倍、東北地域は1.54倍とそれぞれ前月同率で推移しており、山形県におきましては1.61倍と前月より0.01ポイント増加するなど1倍を超える高水準で推移しております。

また、ハローワーク米沢管内においても、有効求人倍率は1.23倍で、前年同月比を0.06ポイント上回るなど、全国、山形県と同様に1倍を超える高水準が継続しており、雇用情勢の改善が着実に進んでおります。

しかしながら、一方、求人側の企業から見ますと、労働力がなかなか集まらない状況にあり、多くの職種、分野において人手不足感が高まっていることがうかがえます。

なお、新規学卒者の卒業後の動向につきましては、文部科学省の調査によると、平成29年3月の市内高校新卒者783名のうち県外進学者が322名で41.1%、県外就職者が87名で11.1%を占め、実

に高卒者の半数以上が卒業を機に県外に流出する現状にあります。

また、市内大学生、短大生の就職内定状況につきまして、ハローワーク米沢の調査によりますと、大学生は就職内定者の約9割が、短大生は約6割が、県外企業から内定を受けている現状にあります。このように本市で学生生活を送った大学生、短大生であっても、就職を機に大多数が転出してしまうという状況になっております。

次に、労働力の確保に向けた具体的な取り組みについてですが、米沢商工会議所を初め、ハローワーク米沢、置賜地区雇用対策協議会等の関係機関、団体と連携しながら就職面接会を年2回共催するほか、市内の高校生、短大生、大学生の地域企業への就職促進、大都市圏の地元出身学生や若年労働者の呼び戻し、いわゆるUターンです。他地域からの移住促進、I J ターン等の事業を行い地域産業界の人材の確保を図っております。

中でも、米沢商工会議所に委託しております米沢地域人材確保・定着促進事業におきましては、地域企業の業務内容や求人、インターンシップ情報等を掲載しましたウェブサイトの運営や、地域の企業情報を網羅しました企業ガイドブックを作成しまして、市内の全高校生、市内近隣各県の大学、本市成人式の来場者等に広く配布するなどの取り組みを実施しております。

また、現状を受けての新たな取り組みについてですが、特に最近では学生が地域企業を知り、その魅力を実感できる機会づくりにも力を入れております。

その一つに、平成29年度に米沢中央高等学校を会場に初めて開催しましたワクワクワークは、市内20社がブースを構え、全1年生を対象に仕事体験を行いました。参加した生徒からは、「仕事に対する考え方が変わった経験だった」「もっとさまざまな職業を知り、勉強も頑張って、自分の選択肢をもっと広げていきたい」などの感想をいただき、好評を得ていることから、今年度は2校に

拡充して開催する予定です。

さらに、今年度、教育委員会の新規事業として、山形大学工学部の学生を対象に、地域の企業経営者を講師としました出前講座を開催しております。地域経済を牽引する熱意ある経営者の話を直接聞くことで、心を動かされた学生が本市への定着につながることを期待しております。

こうした取り組みを地道に実践しながら、本市企業の魅力や情報を伝え、学生の定着、回帰などによる労働力の確保につなげていけるよう、今後も米沢商工会議所、ハローワーク米沢等の関係機関と一層連携を深めまして、地域が一丸となって粘り強く取り組んでまいります。

続きまして、事業承継のためにどのような対策を講じているかについてですが、事業承継の現状につきましては、平成27年6月に開所されました山形県事業引継ぎ支援センターの2015事業承継実態調査報告によりますと、全国の中小企業数はこの10年ほどの間に約1割の58万社が減少、山形県内においては約2割の1万社が減少するなど、後継者がいないために廃業、休業せざるを得ないことによって企業数が減少している状況にあります。

このような中で、後継者の確保は地域の雇用の確保やすぐれた技術の継承等に向けて、日本経済や社会にとっても喫緊の課題であると考えており、この大きな課題を解決していくためには国、県、関係団体等と連携し、事業承継に対して計画的に取り組み、後継者を育成、選定していくことが必要です。

国では、事業承継や再編統合に係る税負担の軽減措置等により支援するほか、前述の山形県事業引継ぎ支援センターでは、経済産業省からの委託事業として、事業承継の促進・円滑化を図るために、課題解決に向けた適切な助言、情報提供及び創業希望者と後継者不在事業主等のマッチング支援等をワンストップで行っています。

県内の金融機関におきましては、山形県事業引

継ぎ支援センターと秘密保持契約を締結し、事業承継に係る相談体制を強化するなど、課題解決に向けて取り組んでおります。

さらに、山形県では、事業承継に関するセミナーや後継者育成塾を開催しており、米沢商工会議所におきましても経営革新塾や創業塾の継続開催による起業・創業意欲の喚起とともに、事業承継とのマッチングに取り組んでおります。

本市としましても、これらの取り組みを行う実施主体と連携して、各事業の活用を促すことで、市内企業の後継者が確保され、計画的に事業が承継されるよう取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、農業分野における労働力不足についてお答えいたします。

農林業センサス調査によりますと、本市における1995年、平成7年の経営耕地面積が4,314ヘクタール、基幹的農業従事者が2,146人でしたが、20年後の2015年、平成27年には耕地面積が3,464ヘクタール、基幹的農業従事者が1,361人となり、経営耕地面積が19.7%の減少であったのに対し、基幹的農業従事者は36.6%減と大幅に減少しているところです。

機械化などによる農作業の省力化は行われておりますが、農業従事者の減少による労働力不足は深刻な状態となっております。

また、若年層の就農状況ではありますが、2015年度の農林業センサスによりますと、15から24歳の構成比が1.6%と極めて少ない状況にあります。その要因は新規学卒者の就農者が少数であるためと考えられます。

しかしながら、新規就農はUターンや新規参入、雇用就農など多様な形態があり、新規就農に関する国の支援が受けられる認定新規就農者は原則45歳未満と定められていることから、45歳未満での就農構成比は8.9%となっており、農業の場合はいろいろな経験を積まれてから新規に就農されるケースが多くあるものと思われま。

なお、新規就農者の実人数につきましては、平

成27年度5名、28年度5名、平成29年度が10名となっております。

続きまして、新規就農者の支援事業についてお答えいたします。

新規の就農につきまして、楽しさを体験することは大切であります。農業の厳しさやリスク管理、また農業に対する情熱や地域とのきずなも大変重要であります。そのため、就農までの準備段階として、農業次世代人材投資事業の準備型支援としまして、先進農家や先進農業法人などで就農に向けた必要な技術を習得するため研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対しまして、年間150万円が最長2年間交付されます。

また、次のステップとして、実際に就農した後は経営開始型支援として人・農地プランに位置づけられ、原則として45歳未満で独立自営就農する認定新規就農者に対して、一定の条件のもと、年間最大150万円が最長5年間交付されます。

このほかにも、市単独事業としまして、米沢市未来を拓く農業支援事業があり、農業後継者や認定新規就農者についても対象としており、みずから主体となっていく作物の栽培や新たな栽培方法の導入、新商品開発事業などに対しまして、補助対象事業費の2分の1以内、上限を100万円とした支援事業を行っております。

次に、農業としての後継者を確保するために、どのような対策が必要と考えるかについてお答えいたします。

安定した農業経営及び地域農業の維持のためには、後継者の確保、これは重要な課題と捉えております。後継者の確保に重要なことは、魅力ある産業にすることが大切であり、現在の農業経営者の方々にはより高収入を得るための高収益作物や稲作における省力、低コスト技術の導入等により、後継者が就農に対し意欲が湧くような魅力的な農業を実践していただくことが必要であると考えております。そのためには、市としましても、高収益作物作付への誘導や、機械設備に対する支

援に努力していきたいと考えております。

また、新規就農に対する各種支援措置や有利な融資制度、そしてそれらを活用していただくために必要な認定新規就農者制度の周知と、認定を受けるための計画書の作成指導にも、県等の関係機関と連携して取り組むことが必要であると考えております。

また、最近の県内での新規就農の事例を見ますと、農業法人への雇用就農が多くなっており、本市においてもその傾向が見られます。農業経営の法人化は、対外信用力の向上や雇用就農による労働力の確保などメリットがあり、農業の後継者を確保するためには有効な手段だと思っておりますので、今後も法人化を推進してまいりたいと思っております。

そのためにも、本市の場合、旧村単位で策定しております人・農地プランの実現に向けた地域での話し合いを今後とも継続して推進し、地域の担い手となる中心的な農業経営体に農地を集積することで、営農効率の向上と法人化の推進に努めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

[堤 啓一市民環境部長登壇]

○堤 啓一市民環境部長 私からは、2の自然災害に備えるまちづくりについてお答えいたします。

初めに、災害に対する市民意識を向上させるためにはについてであります。近年全国的に自然災害による大規模な災害が発生しており、被害も甚大なものとなっております。本市におきましては、幸い近年大きな被害を受けた災害がなかったことから、市民の災害に対する危機意識が低いものとなっております。

しかし、昨年は羽越水害から50年、大正6年に発生した米沢大火から100年という節目の年であり、米沢でも過去には大災害が起きていることを忘れず、いつまた起きるかわからないという危機意識を市民に持っていただくことは非常に大事なことと考えております。

本市では、市民の意識を向上するため、防災に対する出前講座や鷹山大学の講座のメニューの一つとして、防災の基礎知識講座を設けるなど力を入れてまいりました。

平成29年度は、町内会を初め、各種団体に対して30回の講座を行っております。また、大震災の教訓から自主防災組織が防災や減災に果たす力が大きいことがわかっていることから、講座の中で防災に対する基礎知識とともに自主防災組織の必要性について理解を図り、自主防災組織の組織率の向上に努めてきました。

しかし、本市の自主防災組織の組織率は、今年の4月1日現在で197組織で、全世帯数の63.3%であることから、今後さらに結成のための助言や支援に努めてまいります。

次に、被害を最小限に食い止めるためにはについてであります。現在の本市地域防災計画では、東日本大震災における教訓を踏まえ、災害が発生しても人命が失われないことを最重要視し、経済的被害ができるだけ少なくなるように備える減災の考え方を基本とするとともに、自助・共助・公助の連携を図り、地域防災力の向上を目指すものとしております。

地震における災害時の基本は、自分の身は自分で守ることであり、まずは身の安全を図るために、障害となるものが少ない広く安全な場所へ避難することが大事なこととなります。本市では一時的に避難するための避難場所として、学校等のグラウンドや公園など77カ所を指定し、周知をしているところです。

また、家屋の損壊等により避難が長期化する場合は、避難所生活を余儀なくされるわけですが、現在避難所としては公的施設の65カ所を指定しているところです。

次に、隣組や自主防災組織の協力による助け合いが人命を救うために大きな力を果たすことがこれまでの大震災からわかっております。そのため、高齢者や子供、障がい者といった災害時要援

護者を安全な場所へ誘導していただくことが減災に大きくつながるものになることから、災害発生時に自力避難等が困難な状況に置かれる災害時要援護者の安全確保の対応としまして、災害時要援護者名簿を作成しております。この名簿を市、民生委員・児童委員、自主防災組織と共有を図ることにより、支援体制の確立に努めているところです。

また、いかに早く確実に住民へ避難情報を伝達できるか、そして安全な場所へ誘導できるかが住民の命を守るために大事なことであると考えていることから、平成26年度に同報系防災行政無線の整備を行い、携帯電話へのエリアメール、NCV9チャンネル番組へのL字放送、エフエムNCVと連動することで、多様な伝達手段により緊急情報を伝達できるようにしました。

災害時に必要となる備蓄品につきましては、毎年、防災倉庫とともに整備を進めております。

このほか、市では毎年、総合防災訓練を実施し、防災関係機関及び市民の参加協力のもと、災害時における防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立してきました。大規模災害発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶、パニックの発生、庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷などにより市の災害対応能力が著しく低下する場合がありますことから、市単独では多岐の分野にわたり、かつ膨大な量の応急復旧活動を満足に遂行できない事態が生じることもあります。

そのため、本市では、広域的な協力を求める体制づくりとして、姉妹都市間の協定のほか、県外の広域行政圏に対する応援協定、生活物資、給水、電気などライフラインに関する応援協定など、現在48件のさまざまな災害時相互応援協定を結んでおります。

大規模災害発生時には、こういった協定による応援も必要により求めながら、速やかな応急復旧に努めてまいります。

次に、災害危険区域の対応はについてですが、

本市では災害の危険度が高い区域を知っていたくとともに、いざというときに早目の避難ができるようハザードマップを作成し、周知を図っております。

現在作成しているものは、河川に関しては最上川、鬼面川、羽黒川、堀立川、誕生川の5河川が作成済みであり、土砂災害に関しては9地域が作成済みであります。

また、ため池に関するハザードマップにつきましても取り組みを行っており、土砂災害、ため池につきましては、今後も随時、地域をふやしてまいります。

次に、土砂災害等で道路が遮断された際に孤立化する危険性がある集落に対しては、災害時でも連絡が確保できるよう衛星携帯電話と電源を確保するためのカセットボンベ式の発電機を整備しており、現在9カ所に設置しております。

また、緊急情報を確実に伝達するため、さまざまな媒体による伝達を進めておりますが、平成26年度に同報系の防災行政無線を整備した際、レッドゾーンと呼ばれる土砂災害特別警戒区域にお住まいの方で携帯電話等の情報を得る手段のない方には、防災行政無線から流れる緊急情報が室内でも聞こえるよう戸別受信器を取りつけさせていただきました。

さらに、昨年度は災害の危険区域への確実な情報伝達を上げるため、土砂災害特別警戒区域にお住まいの方で戸別受信器を取りつけされなかった方と、河川氾濫のおそれのある浸水想定区域にお住まいの方及び事業をされている会社等に緊急情報を自動起動でお知らせする緊急告知ラジオを無償で配付したところです。

今後も、自然災害に対して被害を最小限に食いとめるため、さまざまな取り組みを行ってまいります。

私からは以上です。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番（鈴木藤英議員） 御答弁ありがとうございます

いました。

まず、先の質問の労働力の確保について、再び御質問させていただきます。

今、御説明ありましたとおり、本米沢においてもハローワークでも1.23倍というような高水準で雇用のほう、人手の不足と申しますか、そちらが進んでいるという現状がうかがえました。

高校生の定着率、地元への就職率ということにおいても、やはり半数以上の高校生がこの圏域から外に流出しているということは、大変もったいない部分もあるのではないかなというふうに見ております。

今までいろいろな支援のほうをとられてきたかと思えます。商工会議所さんですとか、さまざまな形でまた地元への定着、Uターンを促しているというようなことでありますけれども、せっかく地元のほうに定着されてもなかなか地元で根づかない、そういったことももしかしたらあるのではないかなというふうに思っております。

そういった中で、就職するまで、また地元のほうに定着するまでのケアというものもちろん必要だとは思いますが、就職してから、また引き続きやはり事業に対して一生懸命に取り組んでいただけるような、そういった形の取り組みも並行して必要かと思っております。その点については、どのような取り組みがなされているかお伺いいたします。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 就職された方への取り組みと申しますか、さまざまな若者への支援という形になりますけれども、そういった意味では市のさまざまな事業で支援している部分がございます。住宅とかの支援とか、さまざまな部分が、条件はありますけれども、そういったものの支援が重立ったものであるかなと思えます。

それで、逆に事業として承継した起業者とか、そういった方への支援とかも、先ほどの答弁でもお答えしましたように、税制の面での支援とか融

資の優遇とか、さまざまなものを活用していただくように市としては御紹介して支援しているところでございます。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番(鈴木藤英議員) ありがとうございます。

同時に、やはり新たに開業される方ですね。新たに事業を承継されて事業を始める方の例もあるかと思えます。

そういった中で、今まで既存の企業の経営者がおられて、いろいろな諸事情、自分も高齢化しているのでは誰か事業を引き継ぐ方を探しているけれどもなかなか思うように見つからない。また、社員の方の中からそういう方を見つけようと思ってもなかなか手を挙げてくださる方もいないというような現状も間々見受けられると思えます。

そういった中で、しっかりとそちらの開業後のフォローアップができるように、また新たに開業支援、そういったことも必要かと思えます。

そういった中で、現在市内においてそういった形での事業の継承をされた例というものは、報告のほうはありますでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 一般的に、家族間ということであれば、さまざまな形で御家族の方、会社経営だとしても比較的中小企業が多い中でそういった継承はされているケースが多いかと思えます。

そういった中で、そういう方々への支援ということでは、先ほども申し上げましたように国、県のほうの支援がございますので、創業後のさまざまな適切な助言、情報提供などを行いながら、そういったものの制度を活用していただきたいということの情報提供に市としては努めております。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番(鈴木藤英議員) 今お話をさせていただいたのは、主に商工部門についてですけれども、新たに企業を立ち上げたいというような方でも

全くゼロからスタートするというのは、なかなかハードルが高いものであるのかなというふうに思います。

そういった中で、もしこういうような、自分がやりたいような職種なんだけれども経営者を募集している、そういうようなところがすごく身近なところで情報として入手できれば、ある程度では話を聞いてみようとかか、ではそういうところが例えば米沢以外の方でしたら、では米沢に行つて、今までお勤めされていたところからまた新たに自分として第2の人生をスタートさせてみようか、そういった方も多分にこれは出てくるのではないかというふうに期待しておりますので、その辺の情報の収集並びに関係団体のほうとのまた調整や情報の共有の宣伝等を行つて進めていただきたいと思います。

また、昨今、若者がやはり少ないということから、若い労働力がなかなか足りていない現状というものは先ほどから指摘させていただいておりますけれども、今やはり高齢化社会という中で、定年を迎えられた方がまた再雇用、再任用とかで引き続きお仕事をされるというような例も多々あるかと思えます。今まで経験を積まれている方が、そういった形でしっかりと地元の企業でお仕事をしていただいて、労働力として地域経済を支えていただけるということも、これは大いに頼もしいことではないかなというふうに思っております。

そのような形で、例えば退職者がある程度出るような規模の事業者、そういったところに対して、次の人材を必要としているようなところに対してのあっせんですとか、そういった情報の共有も進めていく、そういうような体制も構築していくことが今後必要かと思われましても、現在そのような形での退職されるような方、高齢者の再雇用の面での動きというものについては、何か出ておりますでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 市内の中小に限らず会社におきましては、人手不足感が非常に高まっておりまして、退職者という形では高齢で退職をされたとしても引き続き再任用とか定年延長とかという形で、企業のほうで継続して雇用する形態がふえているようです。

そういった形で企業の力、これまで企業で力を蓄えていただいた高齢者の方たちの力が引き続き同じような現場で発揮されているというふうに捉えております。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番(鈴木藤英議員) 昨年の11月には東北中央道も開通しました。また、あわせて八幡原ですとかオフィス・アルカディアに対する企業立地も順調に今のところ推移しているのかなというふうに見ております。

道の駅もできましたし、かなり地域経済にとっては明るいものが多分にあるのではないかなというふうに感じています。

その中で、米沢に新たに企業立地される企業にとっても、安定的な労働力を確保できるということが何よりも立地される企業については魅力の一つであると言わざるを得ません。

そういった中で、今後しっかりと企業立地を進める上での労働者の確保と働く場の提供、それが両輪で進んでいけるような対応を今後ともっていただきたいと思います。

続いて、農業分野においての人材についてです。

今、御答弁ありましたとおり、なかなかこちらのほうもより一層高齢化が進んで若い担い手の農業者が減少しているという現状があらうかと思えます。

先ほどもデータでお話を伺いましたけれども、20年ほど前に4,300ヘクタールあったものが、約1,000ヘクタール耕地が減少したと。また、農業者においては36.6%、約3分の1以上が減少しているというようなことがあります。なかなか若年層については、自分の家が農家でなければなかなか

か農業に就業するという形態は見受けられないかもしれませんが、昨今では営農組織のほうに働くという形での就農というパターンがふえているように聞き及んでおります。

そういった中で、しっかり労働者を確保するには、やはり営農組織というものも一つ重要な役割を果たしているのかなと思います。

この中で、先ほどお話がありました人・農地プランのほうを現在進めているわけですが、今ですと米沢のある程度の地域、三沢地区ですとか南原地区、またその中でのある限定的なところの集落を対象にしたプランの作成というものが進行しているかと思えます。

しかし、今そういった中山間地においては、特に若い農業者、担い手のほうが不足しております。

市の中心部、また北部の六郷、窪田、上郷の方が中山間地のほうに農地を借り受けて営農するというような形態もかなりふえてきておりますし、そういった方々の地域間の交流といえますか、移動しての営農というものを進めていかないと、今後中山間地においてもますます担い手の不足、高齢化の進行、耕作放棄地の増加ということが進むと思えます。

この人・農地プランにおいては、限定的な集落でのプランの作成になっております。これをもっと全体的に行き渡るような、市全体として取り組めるような、また人・農地プランを作成するその地域としても、それ以外の地域の方も巻き込んだような形のプランの作成、推進というものが必要だと思えますけれども、現在状況としてはどのような状況にあるでしょうか。

○島軒純一議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 本市の人・農地プランにつきましては、今議員御指摘のとおり旧村単位で区切りました11地区で作成済みであります。それで、プランの中心経営体としての位置づけは、複数地区にて行うことができますので、位置づけを希望する地区の人・農地プランの話し合い等へ参加す

ることで、当該地区の今後の中心となる経営体に位置づけられます。そのため、現在でも農業者が属する地区内でのマッチングだけでなく、中心経営体として位置づけられた地区全てでのマッチングが可能となっております。

また、プランには、中心経営体のほかに、農地の出し手となる農業者の情報や農地中間管理事業の活用方針なども記載されておりますので、それらを全地区データとして整理しているところでございます。

人と農地の問題解決のために、各地区における農地の出し手、担い手、次世代を担う後継者など幅広い層からの参加が必要であると考えておりますので、今後もプランを充実させるために継続した話し合いが行われるように事業を推進してまいりたいというふうに思っております。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番(鈴木藤英議員) ありがとうございます。

やはり経営をしていく、農業集落として農地を守っていくということにおいては、いろいろな多方面からの人的な支援というものを受けないと、なかなかその地区だけでは解決は困難ではないかなというふうに思っておりますので、しっかりとそこら辺のデータベースがあるということも、今現在プランを作成されているところにも周知いただいて、またこれから作成していこうというところにも幅広い視野で取り組んでいただけるように指導のほうをしていただきたいと思います。

また、農業分野の事業の継承についてでありますけれども、昨今やはり農業を志す若い方にも先ほどの一般的な企業経営と同様に、ハードルの高い導入部分においてはさまざまな機械設備やまたは農地、また果樹においては成木となるまでに育成にもやはり10年近くかかたりしますので、なかなかハードルが高いようなところもあります。しかしながら、取り組んでみると非常に有意義な業種であるということも、魅力ある業種であ

るということも間違いなく言えると思います。

そういった中で、一例としましてですけれども、これは置賜地域ですけれども、あるブドウ農家さんが高齢化を理由に引退、廃園を、園のほうを閉めることを考えていたという事例があったそうです。しかし、県の事業になりますけれども、農業の経営支援センターのほうでのマッチングによって、新たにブドウ農家をやってみたいというような若い方があらわれて、そこのマッチングを行ったと。その結果、引退される方というのも本当にもう動けないという状況でもないの、その若い方に全て農地と設備等を譲って、そしてある程度の立ち上がり、独立して歩んでいけるところまでの支援を一緒に行って今現在取り組んでいるというような事例もあります。

農業分野においても、商工業と同じく、このような形での家族間以外の事業の継承というものが今後有効に働くのではないかと思いますので、こちらをあわせて取り組んでいただけるようにお願いいたします。

この分野の質問、最後になりますけれども、いずれにしても働く若者が魅力ある米沢を感じて、この米沢で仕事をしたい、そしてこの地域社会に貢献したいということを思っただく、また一回米沢を離れたけれども地元米沢に帰ってきたいというような若者、またIターン、Jターンの方々にも米沢の魅力というものがしっかりと出ていないと、結果としては結びつかないと思います。まさに米沢のブランド力を向上させて発信していくことが、そちらにも寄与するのではないかと考えております。

最後に、この部分で武発地方創生参事のほうに、ブランドの推進と、また今後米沢が魅力ある形のまちになっていくためには、どういうことをこれからまた取り組んでいくということでお話を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○島軒純一議長 武発地方創生参事。

○武発一郎地方創生参事 今、鈴木議員のお話を伺

って思いましたが、やはりこれからの少子化の時代に、マニュアルに沿った同じやり方の仕事というのはどんどん、人が足りないわけですから、なくなっていく。そこはロボットやAIにかわっていくだろうと。それは農業でもいずれ、もう来ているかもしれませんし、あるいは市役所の仕事もそういうことが必要になるかと思えます。

そうはいっても、やはり人でしかできない、創造ですとか研究ですとか、あるいは一緒に考える共想ですとか、そういったことは人間でしかできないことですので、幸い米沢には山形大学を初めそういったところの訓練を積んでおられた学生さんが3,000人、4,000人いらっしゃるわけですから、その価値をもう一度学生さんも見つめ、それから個々の米沢の企業もそういった学生さんが魅力に感じるような企業となるべく努力をしていただく。そういったことが、この挑戦と創造というスローガンのもとに、大学も企業も行い、またそれが外に向けて発信していくことで、例えば首都圏に必ずしもオフィスが必要のない会社で次世代型の会社みたいのが米沢に来るみたいところに、このブランディングがつながっていけば、最終的には交流人口がふえてまちの活性化につながるのではないかと考えております。それに向けて、さまざま市民の機運を高めていきたいと考えております。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番(鈴木藤英議員) ありがとうございます。今後とも米沢の魅力を高めるためにブランドの推進のほうを力を入れて、今後とも継続して取り組んでいただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

災害に強いまちづくりについて、こちら質問席から質問させていただきます。

今、お話がありましたように、一旦やはり事があれば、大規模災害になれば特にそうですけれども、自分たちの身は自分たちで守るというようなことで、やはり大きな災害であれば公的な助けが

来るまでに相当の時間を要する場合もあろうか  
と思います。

その中で、今お話のあった自主防災組織が立ち  
上がってきているということは、これは前進した  
部分ではあると思います。しかしながら、まだま  
だ普及率というか、組織率のほうは60%台とい  
うことでは、まだ計画には達していないのかなとい  
うのが現状あるかと思えます。

私の地元のほうでも自主防災組織のほうはやっ  
と立ち上がって数年たっておりますけれども、行  
政のほうでやはり自主防災組織を立ち上げたと  
きに、ある程度の備品といいますか、そういった  
ものは支給になる。これは地元の公民館に置いて  
あるなんていう例があるかと思えますけれども、  
その中でやはり届け出を出せば自主防災組織が  
ここで立ち上がった。それで、そちらの組織の長  
という方が大抵地区委員の方ですとか、町内会長  
さんが兼任なさっている例も多いかと思えます  
けれども、それだけで自主防災組織というものが  
もう完了したという位置づけでは、どうなのかな  
と思っております。

やはり、お互い日ごろから地域住民が一体とな  
った訓練ですとか、先ほども年に30回程度講座等  
を市内で行っているということでありましたけ  
れども、常日ごろから地域住民同士のコミュニケ  
ーションをとり、一朝事あるときにはどうする  
というような体制、そういったものを構築していく  
必要があるかと思えます。

その中で、今自主防災組織の中で、今立ち上げ  
てから自主的に訓練、また通常の避難経路の確認  
ですとか、そういったことはどのような形で把握  
なさっているでしょうか。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 自主防災組織につつま  
しでは、議員仰せのとおり、結成することも大事で  
ございますが、その活動を継続していただくとい  
うことが大事だというふうに考えております。

既存の自主防災組織につつましでは、毎年のそ

ういった訓練につつましでは、義務づけ等は行っ  
ておりませんけれども、結成後も活動していただ  
くというために、訓練に関して活発な組織が行っ  
ている訓練の取り組みなどを事例紹介したり、助  
言しましたり、県の消防学校で開催しております  
自主防災組織のリーダー研修会に参加する際の  
助成などを行っております。

そのほか、自主防災組織で訓練をされた場合に  
は、年1回1万円までですけれども資機材の購入  
に対する助成を行うということで、継続した活動  
となるように、それぞれ自主防災組織のほうとい  
ろいろ連携、あるいは支援しているところでござ  
います。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番（鈴木藤英議員） 今のお話を伺うと、特  
に自主防災組織については年何回とかそういった  
形の訓練等のノルマといいますか、そういった  
ものは課せられていないようなところでお伺い  
しました。せっかくつくった組織ですけれども、  
そういったふだんの訓練というものがなければ  
意味をなさないような組織では、いざという  
ときに機能しないわけですから、ぜひそちらの自主  
防災組織について市として把握されているので  
あれば、その組織に対して、年1回でいいと思  
いますけれども、どういった活動をした、また訓  
練をしたということも取り組んでいただいて、極  
力、全住民が参加するというのは難しいかもしれ  
ませんし、高齢者も子供も参加するというのも難  
しい状況もあるかもしれませんが、ぜひそちらの  
ほうを促すような施策のほうを今後進めていっ  
ていただいて、活発な活動に結びつけていただ  
けたらと思えます。

また、各地域においては、各消防での分団演習  
等が行われております。我が地区においても、先  
日あったわけですけれども、そういった消防団に  
ついては日ごろから訓練もしております。また、  
婦人防火指導員も出て消火器訓練等も行って  
おります。ぜひそういった形の消防組織、そういっ

たものとの連動を促して行って、またお互い協力した防災体制を構築する必要もあるかと思えますけれども、あわせてそちらのほうも御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 自主防災組織につきましては、そういった消防団なり、地元のいろんな組織と連携して、いざというときにやはりいろいろ活動できるようにふだんからしておくということは重要だと思いますので、そういった取り組みについていろいろと進めてまいりたいと思えます。

あと、先ほど御質問いただいた中で、自主防災組織の活動状況についてちょっと回答が漏れておりました。自主防災組織、今ある組織の中での活動ということになりますけれども、訓練などを実施した組織は64組織ございます。それから、防災の啓発活動、危険箇所の点検、巡視などの活動を行った組織は延べ136組織ということで、実際には自主防災組織のほうでもいろいろ御活動いただいているところでございます。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番（鈴木藤英議員） 今、64組織で訓練等を行っているということなので、まああの比率ではやっているのかなとは思いますが、まだまだ全体から見れば3分の1ですので、今後できたばかりのところも含めて、しっかりとした指導と訓練を促して行っていただきたいと思えます。

続いて、一旦、やはり災害があった場合に、ある程度近隣市町との連携ですとか、米沢が特に大きな被害を受けたということであれば、近隣の市町やまたほかの民間企業等からの支援というものも必要かと思えます。今まで48の協定が結ばれているということをお伺いしましたけれども、今までそちらの協定が発効されたということは恐らくないかと思えますけれども、これは同じように、やはり米沢市として近隣市町、米沢以外のところで大規模なものがあつたときに、米沢とし

てやはりそれを支援する、そういうような体制というものもあわせて持っているというようなことで理解してよろしいでしょうか。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 県内では、市町村間における広域消防に関する相互応援協定とか、あるいは大規模災害時の広域応援に関する協定につきましては、既に締結されているところであります。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番（鈴木藤英議員） 災害はないにこしたことはないわけですが、我々米沢市民も災害があればほかのところからの応援もいただくけれども、ほかの市町でそういった災害があつた場合には迅速に駆けつける体制にあるんだということで、共助の意識づけもあわせて行っていく必要があると思えますので、その点の周知もよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、ハザードマップに指定された地域についてお伺ひいたします。

今、河川のほうでは5カ所ですとか、土砂災害の警戒区域については9カ所というふうなことが取り上げられましたけれども、地震の際にはやはり断層帯の上に位置しているところというのが被害もかなり大きく出るのではないかと考えられます。この地震において、断層帯等の指定、またそちらについての危険区域の設定というのは、現在なされているかお伺ひいたします。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 市内にも長井盆地西縁断層帯のかかわり、そういう断層が一部あります。そういったところについての、特にそういうマップ的なものといいますか、避難のためというものはつくってありませんけれども、断層帯そのものを地図におろしたものと、そういったものはございます。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番（鈴木藤英議員） 地図に落としたものはあるけれども、そういったものを危険区域として

のマップのほうには掲載されていないということ  
でよろしいですか。

○島軒純一議長 堤市民環境部長。

○堤 啓一市民環境部長 被害想定として、長井盆地西縁断層帯で震度7の地震が発生した場合と  
いうことでいろいろ想定しておりますので、その  
区域というのは、その断層の場所だけに限らず、  
市内全域に及ぶものですので、そういった状況に  
ついてまとめているものはございます。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番(鈴木藤英議員) では、改めて、そちら  
の点についても、今後警戒区域として、また地震  
の際にはこういうところで被害が想定される  
ということも盛り込んだ形のものでの周知を願  
いしたいと思います。

また、危険区域においては、大雨等で土砂災害  
が起こる地域、また地すべり等で大雨のときに地  
盤が流出して家屋が倒壊するというような地域  
も多々あるかと思えます。そういったところに  
今後住宅を建てようとする場合には、そういった  
ところは危険な区域であるということを、新たに  
住宅を建てようとする方に対して周知するよう  
な制度というものもないと、自分が知らないうち  
にそういうところに家を建ててしまったとい  
うことにもつながりかねないと思えますが、そう  
いった点については市としてはどのような対応を  
とられておるでしょうか。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 お話のありました土砂災害の  
警戒区域とか、あるいは特別警戒区域のほうに家  
を建てるとか、開発行為とか、そういったところ  
は制限が加わってまいります。そういった確認申  
請なりで場所なりを確認して、危険な区域に対す  
る建築物のほうは、指導を行っているところで  
あります。

○島軒純一議長 鈴木藤英議員。

○10番(鈴木藤英議員) では、最後になります  
けれども、今現在かなりそういったところ、危険

なところに居住されている方もおるかと思いま  
す。そういったところでもし災害が起きた場合に、  
大規模なものにならないようなある程度のそう  
いった整備というものも必要かとは思いますが、  
そういった方々のやはり安全な場所への  
移住というものも、もしかしたら必要なかと思  
います。現時点で、そのような施策のほうで制度  
的なものがあれば教えていただきたいと思いま  
すが、最後をお願いいたします。

○島軒純一議長 杉浦建設部長。

○杉浦隆治建設部長 危険な場所に建っている住宅  
の移転補助といたしまして、現在がけ地近接等危  
険住宅移転事業補助金というものを用意してお  
ります。この制度の内容ですけれども、山形県が  
指定しました土砂災害警戒区域、いわゆるレッド  
ゾーン内にある危険住宅の除去と、その住宅にか  
わる住宅の購入資金を金融機関から借り入れた  
場合の利子補給を対象としているところであり  
ます。

そういった制度の意向調査をやっておりま  
すので、この辺を御紹介、御相談しながら安全な  
ところへの移転促進にもつなげているところで  
ございます。

○島軒純一議長 以上で10番鈴木藤英議員の一般質  
問を終了いたします。

.....

散 会

○島軒純一議長 以上をもちまして本日の日程は終  
了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後 4時21分 散 会

